

III 主要事項

第1 働き方改革の着実な実行や人材投資の強化等を通じた労働環境の整備・生産性の向上

同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、賃金引上げなどにより、労働環境の整備・生産性の向上を図る。

1 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善

855億円(608億円)

(1) 同一労働同一賃金の取組の周知・相談支援【一部新規】

19億円(6.9億円)

- ・ 非正規雇用労働者の処遇改善に向け、各企業が賃金制度も含めた待遇全般の点検等を円滑に行うため、業界別の特性を踏まえた「同一労働同一賃金導入マニュアル」を作成し、周知・啓発を図るとともに、都道府県労働局において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差に関する相談支援などを行う。
- ・ 非正規雇用労働者の処遇改善対応に向けて、47都道府県に働き方改革推進支援センターを設置し、関係機関と連携を図りつつ、専門家による個別相談援助や電話相談等を実施する。

(2) 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等

836億円(601億円)

① 同一労働同一賃金の実現など非正規雇用労働者の処遇改善に向けた企業支援

834億円(598億円)

非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を実施した事業主を支援するキャリアアップ助成金等について、非正規雇用労働者と正規雇用労働者の賃金規定や諸手当制度の共通化を図った際に、その人数に応じて助成額を加算する拡充を行うこと等により、非正規雇用労働者の正社員転換・処遇改善を推進する。

② 無期転換ルールの円滑な運用や多様な正社員の普及 2.5億円(2.5億円)

労働契約法に基づく有期労働契約の無期転換が平成30年度から本格的に行われることを踏まえて、周知徹底、導入支援、相談支援を行い、無期転換ルールの円滑な運用や、これを契機とした多様な正社員制度の普及を図る。

2 長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり 317億円(256億円)

(1) 長時間労働の是正 247億円(190億円)

- ① 生産性を高めながら働く時間の縮減等に取り組む事業者等の支援（一部再掲・21ページ参照） 56億円(23億円)
- ・ 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。
 - ・ 過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けて、弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、47都道府県に働き方改革推進支援センターを設置し、関係機関と連携を図りつつ、専門家による個別相談援助や電話相談等を実施する。
- ② 医療従事者等の業種ごとの勤務環境の改善等【一部新規】（一部後掲・29、30ページ参照） 140億円(113億円)
- ・ 働き方改革実行計画において、医師については時間外労働規制の対象となることから、医師の長時間労働是正に向け、病院実態調査を実施するほか、相談体制の強化を図ること等により、都道府県医療勤務環境改善支援センターがより効率的・効果的な支援を行う。
 - ・ 自動車運送事業について、時間外労働の削減や労働者の運転免許取得のための職業訓練等の支援を行う。また、トラック運送事業については、荷主とトラック運送事業者の協働による労働時間の短縮や、労働時間の改善に向けたハンドブック等の作成に取り組む。
 - ・ 建設業については、新たに時間外労働の上限規制に対応するための助成金の支給対象とするなど、長時間労働の是正、人材確保、安全衛生対策の推進等に向けた支援を行う。
 - ・ 情報サービス業（IT業界）については、業界団体等と連携し個別訪問によるコンサルティングを実施するなど、長時間労働対策を推進する。
- ③ 勤務間インターバルの導入促進【一部新規】（一部再掲・①参照） 15億円(7.7億円)
- 勤務間インターバルを導入する中小企業への助成金の活用や好事例の周知等を通じて、勤務間インターバルの普及促進を図る。

- ④ **長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等** 23億円（11億円）
- ・ 時間外及び休日労働協定（36協定）未届事業場に対し、民間事業者を活用し、自主点検を実施した上で、36協定制度を始めとした労働条件に係る集団や訪問による相談指導等を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等により、適法な36協定の締結に向けたきめ細やかな相談支援を実施する。
 - ・ 新規起業事業場に対し、労務管理等に係る知識付与のためのセミナー等を行う。
 - ・ 都道府県労働局及び労働基準監督署に配置している時間外及び休日労働協定点検指導員等を増員することにより、相談や助言指導体制を充実させるとともに、労働基準監督官OBを活用すること等により、労働基準監督機関の監督指導体制の強化を図る。

- ⑤ **過労死等の防止（一部再掲・21、22ページ参照）（一部後掲・⑥、24ページ参照）** 143億円（90億円）
- 過労死等の防止のための対策に関する大綱に基づき、過労死等に関する調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援など、過労死等防止対策の一層の推進を図る。

- ⑥ **年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進** 2.5億円（2.4億円）
- 年次有給休暇の取得促進に向けて、普及啓発に努めるとともに、地域のイベントなどの特性を活かした取り組みを進める。また、平成30年度から実施される学校休業日の分散化（キッズウィーク）に合わせて中小企業にあっても年次有給休暇が取得できるよう取り組むなど、休み方改革を推進する。

（2）健康に働くことができる職場環境の整備 70億円（60億円）

- ① **産業医・産業保健機能の強化【一部新規】** 45億円（36億円）
- 全国の産業保健総合支援センターにおける産業医・保健師などによる訪問指導の拡充、産業保健関係者や事業者向け産業保健研修の充実等により、中小企業等の産業保健活動を支援する。
- ② **メンタルヘルス対策【一部新規】（一部再掲・①参照）** 46億円（37億円）
- 小規模事業場等に対する助成等の支援により、ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策の取組の推進を図る。

③ **パワーハラスメント防止対策**

1. 2億円（1. 2億円）

ポータルサイトや企業向けセミナー等を通じたパワハラ防止対策の周知・広報及び取組促進、取組を指導できる人材の養成を引き続き行うとともに、希望する企業にパワハラ防止対策の具体的手法の個別コンサルティング等を実施する。

④ **早期の紛争解決に向けた体制整備等**

2. 2億円（2. 1億円）

パワーハラスメントをはじめとした労働問題に関してワンストップで対応するため、全国の総合労働相談コーナーにおける相談体制整備を図るとともに、紛争調整委員会によるあっせんの迅速な対応等により、個別労働紛争の早期の解決を促進する。

(3) **労働者が安全に働くことができる環境の整備**

9. 3億円（8. 1億円）

① **第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進【一部新規】**

8. 2億円（7. 1億円）

- ・ 労働災害が増加傾向にある第三次産業等について、安全推進者の配置やリスクアセスメントの普及の促進等を通じて企業の自主的な安全衛生活動の取組、転倒災害防止対策や介護労働者の腰痛予防対策の促進を図る。
- ・ 墜落・転落災害防止対策の充実強化に向けた検討など建設工事における労働災害防止対策の促進を図る。特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の大会施設の建設工事や首都圏で増加する各種建設工事における安全衛生対策の徹底を図る。
- ・ 製造業については、施設の老朽化等による労働災害に対応した安全対策の推進及びリスクアセスメントや機能安全による機械設備の安全対策の促進を図る。
- ・ 伐木作業等に係る安全対策の充実など林業における労働災害防止対策の促進を図る。

② **建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本計画に基づく施策の推進【一部新規】**

2. 5億円（1. 6億円）

中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援、一人親方等への労災保険特別加入制度の周知広報など、建設工事従事者の安全及び健康確保対策の推進を図る。

③ **化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底**

1. 0億円（9. 4億円）

- ・ 化学物質に関するラベル表示の徹底、安全データシート（SDS）の交付の徹底、これらを踏まえたリスクアセスメントの実施を促す「ラベルでアクション」を推進する。また、小規模事業場等への相談窓口の設置、実践的な指導・援助等を行う。

- ・ 建築物の解体等に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿の使用の有無の調査（事前調査）を徹底するなど施策の充実を図る。

※ 労働者災害補償保険法に基づく業務災害や通勤災害を受けた労働者への保険給付などとして8,702億円（8,727億円）を計上

3 柔軟な働き方がしやすい環境整備 7.5億円(6.8億円)

(1) 雇用型テレワークの導入支援【一部新規】 5.7億円(5.5億円)

平成29年度に刷新する雇用型テレワークのガイドラインについて、周知を図るとともに、テレワーク相談センターや国家戦略特別区域における導入支援、セミナーの開催等を行い、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進を図る。

(2) 自営型テレワークの就業環境の整備【一部新規】 71百万円(36百万円)

就業環境の適正化を図るため、平成29年度に刷新する自営型テレワークのガイドラインを周知徹底するとともに、仲介事業者が守るべきルールの明確化や働き手への支援の充実を図る。また、雇用類似の働き方に関して、平成29年度に設置した有識者による検討会での検討結果を踏まえ、法的保護の必要性を含めて中長期的に検討する。

(3) 副業・兼業の普及促進 1.1億円(89百万円)

働き方改革実行計画を踏まえ、柔軟な働き方のひとつとして、長時間労働を招かないよう配慮しつつ、副業・兼業の推進に向けたガイドライン等を策定し、周知を行うことにより副業・兼業の普及促進を図る。

4 生産性向上、賃金引上げのための支援 688億円(327億円)

(1) 介護、生活衛生等の分野における生産性向上の推進【一部新規】(一部再掲・22ページ参照)(一部後掲・(2)、28、46、53、66ページ参照)

59億円(52億円)

(2) 最低賃金や賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援等【一部新規】(一部再掲・21ページ参照)

253億円(215億円)

- ・ 最低賃金の引上げの対応に向けて、生産性の向上に資する設備投資等への助成の拡充により、賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者を支援する。
- ・ 働き方改革推進支援センターにおける専門家による業務改善方法の提案や、生活衛生関係営業者の収益力向上に関するセミナーへの専門家派遣など、生産性向上等のための取組を進める。

- ・ 引き続き、非正規雇用労働者の賃金規定の増額改定や人事評価制度や賃金制度の整備を通じて生産性向上を図り賃金アップ等を実現した企業に対する助成など、雇用管理改善に取り組む事業主に対して支援を行う。
- ・ 金融機関と連携し、労働生産性向上に資する設備等への投資により雇用管理改善を図る事業主に対する助成を行う。

(参考)【平成 29 年度補正予算案】

- 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援 6 億円
- 「生産性革命」に向けた集中的な支援を早期に図る観点から、生産性の向上に資する設備投資等を行い、事業場内の最低賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者に対する助成金について、その支給対象地域を全国に拡大する。

(3) 生産性向上に資する人材育成の強化 4 1 7 億円 (1 0 8 億円)

① 第 4 次産業革命に対応した人材育成・人材投資の抜本拡充【一部新規】

5 5 億円 (2 0 億円)

- ・ ハロートレーニング（公共職業訓練）等において、IT リテラシー習得メニューを新設する。
- ・ 全国の職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）等に設置している「生産性向上人材育成支援センター」において、各企業のニーズに応じたオーダーメイド型の在職者訓練や人材育成の相談対応等、総合的な事業主支援を実施する。
- ・ IT 分野の人材育成を強化するため、ジョブ・カードの能力証明機能の強化や IT 分野の能力開発・キャリア形成に関し、専門的知識を有するキャリアコンサルタントの育成・活用を促進する。

② 若者等に対する一貫した新たな能力開発等【一部新規】（後掲・31 ページ参照）

3 8 1 億円 (8 7 億円)

- ・ 人手不足となっている業界への若者等の定着のため、業界主導で育成支援団体及び協力企業が一体となって、基礎的知識・能力の形成から一人前レベルの取得まで、一貫して継続的に支援する新たな能力開発を実施する。
- ・ 非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得等を目指し、正社員就職を実現する長期の離職者訓練を推進する。

5 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援 206億円(219億円)

(1) 転職・再就職者の採用機会拡大・受入れ企業支援 130億円(151億円)

① 成長企業への転職支援 63億円(97億円)

転職・再就職者の採用拡大に取り組む事業主や成長企業が転職者を受け入れて行う能力開発や賃金アップに対する助成により、雇用吸収力や付加価値の高い産業への転職・再就職支援を図る。

② 地方の中堅・中小企業等への人材支援【一部新規】 67億円(54億円)

- ・ 福祉分野のほか、警備業、運輸業など、雇用吸収力の高い分野でのマッチング支援を強化するため、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を拡充し、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図る。また、人手不足の中小企業を中心とした求人者のニーズを踏まえた求職者の掘り起こしを積極的に展開し、労働市場の需給調整機能の強化を図る。
- ・ 公益財団法人産業雇用安定センターの出向・移籍あっせん事業について、経済団体等との連携や事業の周知徹底を図り、人材のマッチングを推進する。

(2) 転職・再就職の拡大に向けた見える化の推進 49億円(40億円)

① 職業能力・職場情報の見える化の推進【一部新規】(一部後掲・29ページ参照) 49億円(40億円)

- ・ 求職者、学生等が、企業の職場情報を総合的にワンストップで閲覧できるサイトの運用を開始し、職場情報の「見える化」を一層推進する。
- ・ 職業能力の「見える化」の観点から、技能検定やジョブ・カードの強化・活用促進を図る。

② 職業情報提供サイト(日本版O-NET)の構築に向けた調査・分析【新規】

72百万円

職業に関する情報を総合的に提供する職業情報提供サイト(日本版O-NET)の構築に当たって必要となる調査・分析等を実施する。

(3) ハローワークにおけるマッチング機能の充実 27億円(29億円)

- ・ ハローワークの求人情報・求職情報をオンラインで民間職業紹介事業者や地方自治体等に提供する取組を推進する。
- ・ 「雇用対策協定」の締結を更に推進するとともに、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する取組を行うなど、国と地方の連携の強化を図る。

6 人材確保対策、地方創生の推進

441億円(412億円)

(1) 人材確保対策の総合的な推進

278億円(239億円)

① 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の促進（一部再掲・21、25ページ参照）

249億円(223億円)

- ・ 労働人口の中長期的な減少が見込まれ、全般的に雇用失業情勢が改善し、人材不足分野が顕在化している中、事業主の雇用管理改善に対する助成や働き方改革推進支援センター等において相談支援を行い、「魅力ある職場」の創出を図る。
- ・ 介護労働者の身体的負担軽減に資する介護福祉機器の導入を促進し、労働環境の改善を図る。
- ・ 介護・保育分野における人材確保のため、賃金制度の整備を行う事業主に対する助成を通じて職場定着の促進を図る。

② ハローワークにおける人材確保支援の充実【一部新規】（再掲・27ページ参照）

29億円(16億円)

福祉分野のほか、警備業、運輸業など、雇用吸収力の高い分野でのマッチング支援を強化するため、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を拡充し、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図る。また、人手不足の中小企業を中心とした求人者のニーズを踏まえた求職者の掘り起こしを積極的に展開し、労働市場の需給調整機能の強化を図る。

③ 企業の生産性向上に資する設備投資の促進（再掲・①、25ページ参照）

制度要求

金融機関と連携し、労働生産性向上に資する設備等への投資により雇用管理改善を図る事業主に対する助成を行う。

(2) 地方創生に向けた取組の推進

163億円(173億円)

① 地方自治体と連携した地域雇用対策の推進

79億円(87億円)

産業政策と一体となって正社員雇用の創造に取り組む都道府県を支援する地域活性化雇用創造プロジェクト等により、地方自治体と連携した取組を行い、地域特性をいかした雇用創出や人材育成を推進する。

② 地元就活支援コラボプロジェクトの推進【一部新規】（後掲・30ページ参照）

84億円(87億円)

第2 女性、若者、障害者、高齢者等の多様な働き手の 参画

全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、女性・若者・障害者・高齢者等の活躍促進、外国人材の受入れ強化などにより、多様な働き手の参画を図る。

1 女性の活躍推進

954億円(505億円)

(1) リカレント教育など個人の学び直しへの支援 662億円(342億円)

① 専門実践教育訓練給付等による支援 159億円(137億円)

専門実践教育訓練に係る教育訓練給付(※)等による労働者の自発的な能力開発支援を引き続き実施する。

※ 平成30年1月1日以降に受講を開始した専門実践教育訓練について、給付率の引上げ(最大6割⇒7割)等を行ったところ。

② 女性の活躍促進に向けた職業能力開発の推進【一部新規】(一部後掲・31ページ参照) 502億円(204億円)

- ・ 子育て女性や社会人のリカレント教育講座や土日・夜間講座、完全eラーニング講座等対象講座の多様化、利便性の向上を図る。
- ・ 託児サービス付き訓練や保育士等の職場復帰を支援するハロートレーニングを充実する。
- ・ 非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得等を目指し、正社員就職を実現する長期の離職者訓練を推進する。
- ・ ひとり親家庭の自立を支援するために、ひとり親の資格取得支援のための高等職業訓練促進給付金の充実を図る。

(2) 多様な女性活躍の推進等 292億円(163億円)

① 女性活躍推進法の実効性確保 6.6億円(7.7億円)

- ・ 女性活躍推進法に基づく取組が努力義務である300人以下の中小企業について、相談支援等や助成金の活用により、行動計画策定やえるぼし認定取得に向けた支援を行い、女性活躍推進の取組の加速化を図る。
- ・ 行動計画を策定・届出した企業について、女性活躍状況を検証し、取組の実施や目標達成のために必要な改善に向けた支援を実施する。

- ・ 女性の活躍状況に関する情報等を掲載している「女性活躍推進企業データベース」について、学生をはじめとした求職者や投資家等ユーザーの利便性の向上を図るため機能強化を行うとともに、多くの企業の情報掲載が進むよう働きかけを行うことで、企業情報の見える化を更に推進する。

② 職場におけるハラスメント対策の総合的推進 3.9億円(3.7億円)

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に基づき、事業主に義務付けられた妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントの防止措置の履行確保を図るとともに、特に中小企業を中心に、職場におけるハラスメント対策を総合的に推進する。

③ 仕事と家庭の両立支援の推進 281億円(151億円)

- ・ 男性の育児休業の取得促進、育児・介護等により離職した者の復職を支援するため、助成金の支給等により、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む事業主等を支援する。
- ・ マザーズハローワーク事業の拠点数の拡充及び仕事と家庭の両立ができる求人確保等を推進する。

④ 女性医師等のキャリア支援 44百万円(20百万円)

出産・育児・介護等における女性医師のキャリア支援を行う医療機関を普及させるため、男性医師や医師以外の医療従事者も対象とした普及可能な効果的支援策モデルの構築に向けた支援を行うとともに、モデル事業の取組みを更に展開するために全都道府県で「先進的な女性医師等キャリア支援連絡協議会」を開催する。

2 若者や就職氷河期世代の活躍促進 580億円(295億円)

(1) 地元就活支援コラボプロジェクトの推進【一部新規】 84億円(87億円)

希望する地域で働ける勤務制度の導入等を促進するため、若者雇用促進法に基づく指針を改正し、社会的機運の醸成を図るとともに、文部科学省と連携し、より早期からの職業意識形成支援と、就職ニーズの把握に取り組むことで、大学生等が望む働き方・地域での就職の実現を図る。

(2) 就職氷河期世代への支援【一部新規】(一部後掲・31ページ参照)

71億円(79億円)

- ・ いわゆる就職氷河期に就職時期を迎えた不安定就労者等に対し、職業訓練の実施や雇い入れた事業主に対する助成を行うとともに、担当者制によるきめ細かい就職支援等を実施する。

- ・ 地域若者サポートステーションにおいて、就職氷河期世代の無業者の自立に向けた総合的サポートのモデル実施に着手する。

(3) 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化

4. 1億円(3.8億円)

- ・ ハローワークや職業紹介事業者等の全ての求人を対象に、一定の労働関係法令違反を繰り返す求人者等の求人を受理しないことを可能とする等の職業安定法改正法の円滑な施行に向けて、事業主や労働者等へ周知する。
- ・ 常設のフリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」の相談体制を拡充するとともに、労働条件に関する悩みの解消に役立つ労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を引き続き運営する。
- ・ 地域において若い労働者等を対象に自治体等が主催するセミナー等で活用できる労働法に関する学習プログラムの開発を行うとともに、労働法教育やブラックバイト対策の必要性等にかかるシンポジウムを開催する。

(4) 在職中の若者の定着支援【一部新規】

1. 2億円(24百万円)

在職者の職場への定着支援や非正規雇用労働者のキャリアアップに関し、専門的知識を有するキャリアコンサルタントの育成・企業内外での活用促進を図る。

(5) 若年無業者等の社会的・職業的自立のための支援の推進【一部新規】

421億円(126億円)

- ・ 地域若者サポートステーションと関係機関との連携強化等による、高校中退者等をはじめとする若年無業者等に対する切れ目のない就労支援の推進に加え、就職氷河期世代の無業者の自立に向けた総合的サポートのモデル実施に着手する。
- ・ 人手不足となっている業界への若者等の定着のため、業界主導で育成支援団体及び協力企業が一体となって、基礎的知識・能力の形成から一人前レベルの取得まで、一貫して継続的に支援する新たな能力開発を実施する。
- ・ 非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得等を目指し、正社員就職を実現する長期の離職者訓練を推進する。

3 治療と仕事の両立

26億円(19億円)

(1) 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進【一部新規】 14億円(11億円)

- ・ 労働者が治療と仕事を両立できる環境を整備するため、平成28年2月策定の「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の普及推進など、両立支援の導入・拡充に向けて一般国民を含めた周知・啓発を推進する。
- ・ 企業における治療と仕事の両立を図るための制度の導入に対して助成金による支援を行う。

(2) トライアングル型サポート体制の構築（一部後掲・58、60ページ参照）

25億円（19億円）

- ・ 主治医と会社の連携の中核となり、患者に寄り添いながら、個々の患者ごとの治療と仕事の両立に向けた支援を行う両立支援コーディネーターを育成・配置する。
- ・ 主治医、会社、産業医が効果的に連携するためのマニュアルの作成・普及を行う。
- ・ がん、難病、脳卒中、肝疾患等について、疾患ごとの治療方法や症状の特徴や、両立支援に当たっての留意事項を示した企業向け疾患別サポートマニュアル等の作成・普及を行う。
- ・ ハローワークの専門相談員ががん診療連携拠点病院等と連携して実施するがん患者等に対する就職支援について、治療と両立できる求人の確保等を推進するとともに、拠点数の拡充を図る。
- ・ がん患者等に対して、病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを構築するため、各個人の状況に応じた治療と仕事の両立プランの策定などを行うモデル事業を実施する。
- ・ がん、難病患者の就労支援を引き続き実施するため、がん診療連携拠点病院の相談支援センターや、都道府県等の難病相談支援センターにおける相談支援を充実させる。
- ・ 若年性認知症支援コーディネーターと関係機関等が連携体制を構築し、企業や産業医等に対する若年性認知症の特性についての周知、企業における就業上の措置等の適切な実施等、若年性認知症の人が働き続けられるよう、治療と仕事の両立支援の取組を推進する。

4 障害者の活躍促進

166億円(145億円)

(1) 平成30年4月からの法定雇用率引上げに伴う支援の強化【一部新規】

154億円（139億円）

- ・ 障害者雇用ゼロ企業を減らしていくため、企業向けチーム支援の体制の整備や、障害者雇用に関する知見のある企業OBの紹介・派遣等を推進する。
- ・ ジョブコーチ支援の充実・強化など、中小企業等による障害者雇用の促進に向けた支援を強化する。
- ・ 精神障害者等に対する就労支援の強化を図るため、精神科医療機関とハローワークとの連携の強化や、トライアル雇用における支援の充実等を行う。
- ・ 中高年齢層の障害者の安定的な職場定着に向けた取組を行う事業者に対して、新たな支援措置を講ずる。

(2) 障害者の一般就労に向けた在学中からの一貫した支援【一部新規】

4. 2億円(1.7億円)

- ・ 発達障害者雇用トータルサポーターを新設し、発達障害者に対する就職準備段階から職場定着までの一貫した専門的支援を実施する。
- ・ 聴覚に障害のある人が電話を一人でかけられるよう支援する電話リレーサービスの実施体制の充実を図る。
- ・ 最新技術を活用した補装具の普及を図り、障害者の就労支援を推進する。

(3) 精神障害、発達障害、難病等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化【一部新規】(一部再掲・(2)、32ページ参照)

137億円(131億円)

- ・ 精神障害者等に対する就労支援の強化を図るため、精神科医療機関とハローワークとの連携の強化や、トライアル雇用における支援の充実等を行う。
- ・ 精神・発達障害者しごとサポーターにより、職場における精神障害者・発達障害者を支援する環境づくりを推進する。
- ・ 発達障害者雇用トータルサポーターを新設し、発達障害者に対する就職準備段階から職場定着までの一貫した専門的支援を実施する。
- ・ 難病患者に対する就労支援を推進する。
- ・ ICT等を活用したサテライトオフィス勤務を推進するためのモデル事業を実施するとともに、在宅就業支援制度の活用促進を図る。
- ・ 職業能力開発校において精神障害者を対象とした職業訓練をモデル的に実施し、精神障害者を受入れるための体制整備を図る。

(4) 農福連携による障害者の就農促進(後掲・78ページ参照)

2.7億円(2億円)

5 高齢者の活躍促進

337億円(291億円)

(1) マッチングによるキャリアチェンジの促進

33億円(28億円)

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワークに設置する「生涯現役支援窓口」を増設するとともに、65歳以上の就業可能な短時間の求人開拓等を強化する。

(2) 継続雇用延長等に向けた環境整備

50億円(26億円)

65歳以降の定年延長や継続雇用制度の導入を行う企業に対する助成措置を拡充するとともに、戦略的なアプローチにより効果的に企業への働きかけが行えるよう相談・援助体制を強化する。

- (3) 地域における多様な働き手への支援【一部新規】 254億円(237億円)
- ・ 地域の高齢者の就業促進を図るため、地域の様々な機関が連携して高齢者の就業を促進する「生涯現役促進地域連携事業」を拡充する。
 - ・ シルバー人材センターを活用する高齢者が人手不足の悩みを抱える企業を一層強力に支えるため、「高齢者現役世代・雇用サポート事業」を抜本的に見直し、会員拡大等による企業とのマッチング機能等を強化するなど高齢者の就業機会の促進を図る。
 - ・ 地方自治体、福祉事務所等に設置されたハローワークの相談窓口等及びシルバー人材センターが連携し、高齢生活困窮者等に対する就業支援を実施する。

6 外国人材の受入れ

54億円(54億円)

- (1) 高度外国人材の受入れの強化 18百万円(16百万円)
企業のイノベーションに結びつく高度IT人材を積極的に確保するため、海外現地において日本の求人情報等を活用したマッチング支援の在り方の検討を進める。
- (2) 外国人留学生等の就職支援【一部新規】 4.4億円(3.7億円)
外国人留学生や海外学生の採用を検討している企業等に対して、外国人雇用サービスセンター等において、雇用管理に関する相談支援やサマージョブ等に係る支援を実施し、外国人留学生等の就職を促進していく。
- (3) 定住外国人等に対する就職支援 13億円(14億円)
- ① 日系人及びその子弟を含む、定住外国人等に向けた職業相談の実施 7.5億円(8.7億円)
- ・ 定住外国人が多く所在する地域を管轄するハローワークにおいて、専門相談員の配置及び通訳を活用した職業相談や、雇用管理に関する相談支援等を実施していく。
 - ・ 通訳不在のハローワーク等における多言語対応力の強化を目指すため、10か国語の電話通訳が可能なコールセンターによる支援を実施していく。
- ② 外国人就労・定着支援研修の実施 5.5億円(5.6億円)
日本に定着して仕事を継続することを希望する者を対象とし、日本語能力も含めたスキルアップを行う外国人就労・定着支援研修事業を実施していく。
- (4) 外国人技能実習制度の適正かつ円滑な運用 37億円(36億円)
技能実習法に基づき、外国人技能実習制度の適正かつ円滑な運用を図る。

7 生活困窮者等の活躍促進

94億円(91億円)

(1) ハローワーク等における生活困窮者の就労支援（一部再掲・34ページ参照）

88億円（85億円）

- ・ 地方自治体に設置するハローワークの常設窓口を増設するほか、職場定着支援を充実・強化し、生活保護受給者等の就労による自立を促進する。
- ・ 地方自治体、福祉事務所等に設置されたハローワークの相談窓口等及びシルバー人材センターが連携し、高齢生活困窮者等に対する就業支援を実施する。

(2) 生活困窮者の自立・就労支援等の推進（後掲・80ページ参照）

432億円の内数（400億円の内数）

(3) 刑務所出所者等の就労支援

6.4億円（6.3億円）

ハローワークと矯正施設・保護観察所等が連携して実施する「刑務所出所者等就労支援事業」について、矯正施設への相談員の駐在を拡充する等、その取組を強化する。

第3 安心で質の高い医療・介護サービスの提供

「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)や「未来投資戦略 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)等を踏まえ、ICT やデータを活用した予防・健康管理を推進するとともに、医療分野の研究開発を推進する。

また、医療・介護サービス提供体制の改革を進めるため、地域医療介護総合確保基金による事業や認知症施策などを推進する。

1 予防・健康管理の推進等

242億円(363億円)

(1) 予防・健康管理の推進

137億円(121億円)

- ① データヘルス（医療保険者によるデータ分析に基づく保健事業）の効果的な実施の推進

11億円(9.1億円)

ア レセプト・健診情報等の分析に基づいた保健事業等の推進

10億円(8.2億円)

平成 30 年度からの第 2 期データヘルス計画に基づく取組の本格実施に合わせて、加入者への意識づけや、予防・健康づくりへのインセンティブの取組、生活習慣病の重症化予防等を推進するとともに、保険者による保健事業の共同実施等、先進的なデータヘルスの実施を支援し、全国展開を図る。

イ 保険者協議会における保健事業の効果的な実施への支援

88百万円(88百万円)

住民の健康増進と医療費適正化について、都道府県単位で医療保険者等が共通認識を持って取組を進めるよう、保険者協議会に対して都道府県内の医療費の調査分析など保険者のデータヘルス事業の効果的な取組を広げるための支援等を行う。

- ② 先進事業等の好事例の横展開等

22億円(18億円)

ア 糖尿病性腎症患者の重症化予防の取組への支援

51百万円(49百万円)

糖尿病性腎症の患者であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して、医療保険者が医療機関と連携した保健指導を実施する好事例の横展開を進める。

イ 後期高齢者医療広域連合における後発医薬品の使用促進への支援

2. 8億円（2. 8億円）

後期高齢者医療広域連合が実施する後発医薬品利用差額通知の送付等、後発医薬品の使用促進を図るための取組への支援を行う。

ウ 重複・頻回受診者等への訪問指導等及び高齢者の低栄養防止等の推進の支援

4. 5億円（4. 5億円）

レセプト等情報により選定した重複・頻回受診者等に対して、保健師等による訪問指導を実施することにより、適正受診の促進を図る。また、重複・多量投薬者等に対して、地域薬剤師会の協力を得て、薬剤師等による訪問指導及びその結果を処方医、薬局にフィードバックすること並びに周知広報（飲み残し、飲み忘れ防止等）を行うことにより、医薬品の適正使用の推進を図る。

また、高齢者の特性を踏まえた保健指導等を実施することにより、低栄養、筋量低下等による心身機能の低下の予防、生活習慣病等の重症化予防等の推進を図る。

エ 健康寿命の延伸に向けた歯科口腔保健の推進等【一部新規】【一部後掲・49ページ参照】

14億円（10億円）

ライフステージごとの特性を踏まえた歯科口腔保健施策を推進するとともに、自治体等が実施する歯科健診を推進するため、効率的・効果的な健診方法を検証するモデル事業等を実施する。

また、後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の特性を踏まえた歯科健診の実施について支援を行う。

③ かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化（後掲・49ページ参照）

2. 1億円（1. 9億円）

④ 保険者の予防・健康インセンティブの取組への支援 1. 3億円（1. 3億円）

2020年に向けて、健康長寿社会の実現や医療費の適正化を図るため、経済団体、保険者、自治体、医療関係団体等で構成される「日本健康会議」における、予防・健康づくりのインセンティブを推進する自治体を増やすなどの目標を達成するための取組等の支援を行う。

⑤ 介護・医療関連情報の「見える化」の推進（後掲・53ページ参照）

3億円（2. 2億円）

- ⑥ 認知症高齢者等にやさしい地域づくりのための施策の推進【一部新規】（一部社会保障の充実）（後掲・54ページ参照） 97億円（88億円）

（2）医療等分野におけるICTの利活用の促進等 106億円（242億円）

- ① 医療保険分野における番号制度の利活用推進 44億円（198億円）

2018年度からの段階的運用開始、2020年からの本格運用を目指し、医療保険のオンライン資格確認システムの導入等について、システム開発のために必要な経費を確保する。

- ② 医療等分野における識別子（ID）の導入 43億円（42億円）

医療保険のオンライン資格確認の基盤を活用し、2020年からの本格運用を目指して、システム開発のために必要な経費を確保する。

- ③ 保健医療記録共有サービスの実証【新規】（後掲・90ページ参照）

84百万円

患者基本情報や健診情報等を医療機関の初診時等に本人同意の下で共有できる「保健医療記録共有サービス」の2020年度からの本格稼働を目指し、運用面・技術面の課題の検討や実証を行う。

- ④ データヘルス分析関連サービスの構築に向けた整備【新規】（後掲・90ページ参照） 12億円

保健医療ビックデータの利活用の推進のため、健康、医療、介護のビックデータを連結した「保健医療データプラットフォーム」の構築に向け、データ分析環境の整備等を行う。

- ⑤ 全国保健医療情報ネットワークのセキュリティ対策に係る基盤整備【新規】（後掲・90ページ参照） 4.2億円

全国保健医療情報ネットワークの2020年度からの本格稼働を目指し、ネットワークのセキュリティ技術の調査、ネットワークに接続する機関のセキュリティガイドライン策定等の基盤整備を行う。

2 医療分野のイノベーションの推進等 934億円(908億円)

- （1）医療系ベンチャーの振興 7.3億円（6.2億円）

医療系ベンチャー振興のための方策を展開し、医療系ベンチャーのエコシステムの確立を図り、ベンチャー発のイノベーションを促進する。

① エコシステムを醸成する制度づくり

- ア 医療機器開発推進研究事業 12億円の内数（12億円の内数）
ベンチャー企業等が行う革新的医療機器の実用化を目指す非臨床研究・臨床研究・医師主導治験を支援する。
- イ 臨床研究・治験推進研究事業 32億円の内数（33億円の内数）
アカデミアやベンチャー等の保有するシーズを発掘・育成し、革新的医薬品の実用化を目指す臨床研究・医師主導治験を支援する。

② エコシステムを構成する人材の育成と交流の場づくり 5.7億円（3.7億円）

- ア 医療系ベンチャーサミットの開催運営 1.2億円（71百万円）
大手企業、金融機関、研究機関、医療機関等のキーパーソンとベンチャーのマッチングに資するイベント「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット2018（仮称）」を開催する。
- イ ベンチャートータルサポート事業 4.4億円（3億円）
医薬品・医療機器メーカーOB、病院・大学での研究開発研究者等、知財、薬事・保険、経営等に豊富な知見を有する国内外の人材（サポート人材）を登録し、知財相談、薬事承認申請相談、経営相談、製薬企業等との提携相談、海外展開相談等、医療系ベンチャー企業に対して各開発段階で生じた課題等に総合的な支援を行うとともに、これらのサポート人材について、医療系ベンチャー企業のニーズに応じたマッチングを行う。
また、有望なシーズに関する市場性調査の実施や、知財管理に関する研修プログラムの策定等により、実用化のための事業戦略づくりを支援する。

③ 「オール厚労省」でのベンチャー支援体制の構築 97百万円（99百万円）

- ア 医療技術実用化総合促進事業（医療系ベンチャー育成支援プログラム） 86百万円（73百万円）
臨床研究中核病院に設置したベンチャー支援部門において、医療系ベンチャー企業による研究開発の支援や、共同研究等を実施する。
- イ 医療系ベンチャー振興推進協議会の開催 11百万円（26百万円）
医療系ベンチャー、ベンチャーファンドその他産学官関係者による協議の場（医療系ベンチャー振興推進会議）を開催し、医療系ベンチャー振興施策の実施状況をチェックし、必要に応じて新たなアクションプランを作成する等、PDCAサイクルを回していく。

(2) 革新的な医薬品・医療機器・再生医療等製品の実用化促進のための環境整備

76億円(60億円)

① 革新的な医薬品の実用化の促進 72百万円

ア 実臨床での各種データの活用による革新的医薬品の早期実用化【新規】

52百万円

革新的な医薬品の早期実用化を支援するため、比較対照試験などの臨床試験が困難な難病や希少疾病について、カルテ情報など実臨床での各種データ（リアルワールドデータ）を活用した効率的な医薬品開発に資する開発者向けのガイドラインを策定する。

イ 薬剤耐性感染症（ARI）未承認薬迅速実用化【新規】 19百万円

「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、2020年までに「ヒト用抗微生物薬開発のための国際共通臨床評価ガイドラインの策定」に取り組むため、欧米との議論を本格化するとともに、ARI未承認薬迅速実用化スキームを導入し、ARI治療薬を対象とした戦略相談や優先審査の実施について検討する。

② 革新的医療機器・再生医療等製品等に関する日本発の有効性・安全性の評価方法の確立及び国際標準獲得推進 1.4億円(1億円)

世界に先駆けて、革新的な医療機器・再生医療等製品・体外診断用医薬品の有効性・安全性に係る試験方法等を策定し、試験方法等の国際標準化を図り、製品の早期実用化とともに、グローバル市場における日本発の製品の普及を推進する。

③ AI、ゲノム医療、iPS細胞等の最先端技術を活用した医療機器等に関する審査体制の整備【新規】 48百万円

最先端技術を活用したゲノム検査装置やAI診断プログラム等は、製品性能に影響する新たな知見が日々世界中で発表されていることから、最新の知見に基づいて適正かつ迅速に評価するために、承認審査及び評価指標等を作成する体制を整備する。

④ 医療情報データベース（MID-NET）を活用した医薬品等安全対策の推進【一部新規】 4.6億円(3.7億円)

平成30年度に本格運用する医療情報データベース（MID-NET）の利活用環境の整備等を進め、医療情報ビッグデータを活用した医薬品等の安全対策の更なる高度化を図る。

(参考)【平成 29 年度補正予算案】

○ 医療情報データベース (MID-NET) 等の機能強化 3. 1 億円

製薬企業の製造販売後調査の効率化による生産性向上、医薬品等の安全対策の高度化・効率化及び高齢者の多剤服用等における安全対策や適正使用推進を図るため、平成 30 年度から本格利用が開始される MID-NET について、データ解析の機能強化及びデータベースの規模拡大を行うとともに、レセプト情報・特定健診等情報データベースを用いた薬物療法の実態把握及び副作用の解析に必要なシステムを医薬品医療機器総合機構に導入する。

⑤ 第 3 期中期計画に基づく独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)の着実な体制強化【新規】 5 5 百万円

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の第 3 期中期計画(平成 26~30 年度)に基づき、審査の迅速化や質の向上、市販後製品の品質確保や安全対策の更なる充実等を図るために必要な体制を整備する。

⑥ クリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進 6 0 億円 (4 8 億円)

クリニカル・イノベーション・ネットワーク (CIN) 構想の実用化に向けて、収集したレジストリ情報の利活用促進のため、登録項目の精査等を行う。

※ CIN: 効率的な創薬のための環境整備を進めるため、国立高度専門医療研究センターや学会等が構築する疾患登録システムなどのネットワーク化を行う取組

(参考)【平成 29 年度補正予算案】

○ クリニカル・イノベーション・ネットワーク (CIN) 構想の推進 1. 9 億円

CIN 構想をより一層推進し、早期実用化に向け、製薬企業等のニーズに応じて、疾患登録システム (レジストリ) の登録内容の追加等を行う。

⑦ 世界に通じる国産医療機器創出のための支援体制の整備

1. 5 億円 (1. 5 億円)

医療機器の研究開発の経験が豊富な医療機関で、医療機器を開発する企業の人材を受入れ、市場性を見据えた製品設計の方法に関する研修等を実施するとともに、医療ニーズに対する理解を深め、医療者と企業人材の相互理解を促進するためのツール (3D プリンター等) を整備することにより、開発人材の育成や国内外の医療ニーズを満たす国産医療機器の開発を推進する。

(3) 医療分野の研究開発の促進等

475億円(475億円)

世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発について、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)を通じた基礎から実用化まで一貫した研究支援を行い、その成果を円滑に実用化する。

① オールジャパンでの医薬品創出プロジェクト

101億円(101億円)

創薬支援ネットワーク(※)において、大学や産業界と連携し、革新的医薬品及び希少疾患治療薬等の創出を推進する。

また、アカデミアにおける良質な臨床検体収集体制や先進的なオミックス解析技術と製薬企業における創薬ノウハウをつなげる産学官共同創薬研究、バイオ医薬品の設計技術開発、漢方製剤に用いる薬用植物に関する研究等の創薬基盤研究を推進することで、創薬シーズ創出等の加速化を図る。

これらに加え、疾患登録システムを活用した臨床研究・治験を産学連携にて実施する仕組みを形成し、効率的な創薬のための環境整備を進めるためクリニカル・イノベーション・ネットワーク(CIN)構想を推進することで、国内開発の活性化を促す。

※ 創薬支援ネットワーク：AMED 創薬戦略部が本部機能を担い、国立研究開発法人理化学研究所、医薬基盤・健康・栄養研究所及び産業技術総合研究所等との連携により、革新的医薬品の創出に向けた研究開発等を支援する取組

② オールジャパンでの医療機器開発プロジェクト

29億円(29億円)

我が国の持つ優れた技術を革新的医療機器の開発・事業化につなげるため、世界一のロボット技術を活用した手術支援ロボットシステムや人工組織、人工臓器等について、産・学・官のものづくり力を結集した研究開発を促進する。

また、医療機器の開発初期段階から事業化に至るまで、切れ目なく支援する体制を整備することで、革新的医療機器の事業化を加速する。さらに、医療の国際展開のため、ASEANを中心とした途上国等のニーズを十分に踏まえた医療機器等の開発、医療機器開発に資する医療技術等の開発や現地での有効性の確立など臨床データ・エビデンス構築のための研究を推進する。

③ 革新的医療技術創出拠点プロジェクト

38億円(39億円)

臨床研究中核病院などの革新的医療技術創出拠点を中心として、ARO(※)機能を活用した国際水準の質の高い多施設共同の臨床研究及び医師主導治験等を実施する。また、臨床研究中核病院等に対して、人材確保・若手研究者の育成を含めた研究支援体制の構築、国際共同研究の実施体制の構築、中央治験・倫理審査委員会の基盤整備、AROの客観的な評価等を実施することにより、臨床研究の更なる推進を図る。

※ ARO : Academic Research Organization の略。研究機関、医療機関等を有する大学等がその機能を活用して医薬品開発等を支援する組織

- ④ **再生医療実現プロジェクト** **35億円（32億円）**
治療方法の探索のための臨床研究・治験や、実用化を見据えた産学連携のための研究等を促進する。
また、iPS 細胞等を用いた創薬等研究を支援するとともに、再生医療の安全性の確保のための研究、再生医療とコンピューター技術等の科学技術との融合による再生医療とリハビリの相乗的な治療効果増強を目指す研究を推進する。
- ⑤ **疾病克服に向けたゲノム医療実現プロジェクト** **52億円（40億円）**
大学病院等の医療機関からのゲノム情報等を集積するため、国立高度専門医療研究センター（NC）、大学等を中心としたゲノム情報等の集積拠点を整備し、がんや感染症、希少疾患等のゲノム情報等を集積・解析し、得られた情報を医療機関に提供することで個別化医療の推進を図る。
- ⑥ **ジャパン・キャンサーリサーチ・プロジェクト** **90億円（87億円）**
ゲノム医療の実現に資する研究、ライフステージやがんの特性に着目した研究（小児・AYA 世代（思春期世代と若年成人世代）のがん、高齢者のがん、難治性がん、希少がんなど）、がんの予防法や早期発見手法に関する研究などを重点的に推進する。
- ⑦ **脳とこころの健康大国実現プロジェクト** **11億円（14億円）**
認知症に関して、コホート研究の全国展開と疾患登録に基づくデータを活用して、有効な予防法、革新的な診断・治療法等の開発を進めるとともに、臨床研究の実施を支援する体制の整備を推進する。また、精神疾患対策として、ギャンブル障害やアルコール依存症、薬物依存症に関する包括的な研究等を推進する。
- ⑧ **新興・再興感染症制御プロジェクト** **22億円（23億円）**
ウイルス性出血熱をはじめとした一類感染症、薬剤耐性菌、インフルエンザ、 Dengue 熱、下痢症感染症、HTLV-1（ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型）、オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた感染症対策に資する研究等、感染症対策の総合的な強化を目指すために国内外の感染症に関する基礎研究及び基盤技術の開発から、診断法・治療法・予防法の実用化研究まで、感染症対策に資する研究開発を切れ目なく推進する。

⑨ 難病克服プロジェクト

114億円（115億円）

難病の患者から採取した iPS 細胞を用いた病態解明・治療法の開発研究を推進するとともに、難病の克服につながるような希少遺伝子の検査法等の開発や未診断疾患に関する検査・診断スキームの構築、難病情報の集約と二次活用の促進、人工知能を活用した診断支援システム等の開発等を推進する。

⑩ 厚生労働科学に係る医療分野の研究開発（①～⑨以外） 69億円（67億円）

臨床研究等 ICT 基盤の構築を推進し、日本発の革新的な医薬品・医療機器等の開発を推進するとともに、医療への人工知能の応用についても推進する。

生殖補助医療や母性、妊娠期・出産期、新生児期・乳幼児期・学童期の疾患、脳卒中を含む循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病、女性に特有の疾患や健康課題、HIV 感染／エイズ、慢性腎臓病、免疫アレルギー疾患、慢性疼痛の症状、高齢者の生活の質を大きく低下させる疾患、肝炎など多岐にわたる疾患等に対し、新たな診断・予防・治療方法等の開発を推進する。

また、統合医療における安全性・有効性に関する評価手法を確立するための研究、地球規模の保健課題解決のための国際協調研究等を推進する。

（参考）【平成 29 年度補正予算案】

○ 医療の生産性革命実現プロジェクトの実施

23億円

医療の質・安全性の向上、高度化、効率化、均てん化のため、大規模医療情報や医用画像等の医療ビッグデータについて、ICT を用いた収集・利活用に関する研究の支援を行う。

（4）厚生労働行政施策の推進に資する研究の促進

82億円（72億円）

厚生労働行政の各分野の政策立案、基準策定等のための基礎資料や科学的根拠を得るための研究及び各分野の政策の推進、評価に関する研究等を推進する。

医療データの利用拡大のための基盤整備、人工知能（AI）の社会実装、地球規模の保健課題解決に日本がリーダーシップを発揮するための戦略、良質な介護予防サービスの提供や障害者支援を推進する地域づくりに取り組むとともに、食品の安全性確保、事業場における労働者の安全と健康の確保、医療安全対策、化学物質の安全対策、地域における健康危機管理、水道水や生活環境の安全対策、テロリズム対策、薬剤耐性アクションプランの推進などに必要な研究を推進する。

（5）医薬基盤・健康・栄養研究所の研究開発の促進【一部新規】

37億円（37億円）

医薬基盤・健康・栄養研究所において、医薬品及び医療機器等の開発に資する共通的な研究を通じて、医薬品等技術の向上のための基盤の整備を図り、医療上の必要性が高い希少疾病用医薬品等の開発の振興等の業務を行うとともに、国民の健

康・栄養に関する調査・研究を推進する。

また、難病の患者情報等を活用し、関係機関との連携による研究の推進を図るとともに、新興感染症対策の一環としてのモックアップワクチンの研究開発及び新薬創出を促進する AI の開発などを推進する。

(6) 保健医療分野における AI 開発の加速【一部新規】(再掲・40、42、44ページ参照) 13億円(6.7億円)

「保健医療分野における AI 活用推進懇談会」において AI の開発を進めるべきとされた重点6領域(ゲノム医療、画像診断支援、診断・治療支援、医薬品開発、介護・認知症、手術支援)を中心に、AI 開発に必要なデータの円滑な収集や、開発された AI の実用化を加速するために必要な事業を実施し、保健医療分野における AI 開発を効率的・効果的に進める。

(7) 医療の国際展開 16億円(16億円)

① 医療の国際展開の推進 15億円(15億円)

医師・看護師等の人材育成や公的医療保険制度の整備等を支援するため、我が国の医療政策等に関する有識者や医師等医療従事者の諸外国への派遣、諸外国からの研修生の受入れを実施する。

また、新興国等における日本製品の展開に向け、有用な WHO 事前認証の取得等への支援や国際展開に向けた課題や規制等の現地調査等を実施する。

② 外国人患者の受入体制の整備 1.4億円(1.4億円)

外国人患者が安心・安全に日本の医療機関を受診できるよう、医療通訳の配置支援を通じて、「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を整備する。加えて、電話通訳の利用促進及び地域における受入体制モデルの構築により、地域の実情を踏まえつつ受入れ体制の裾野拡大に着手する。あわせて、外国人患者受入れ医療機関認証制度の普及を図る。

(8) 医療技術評価の推進 9.3億円(3.4億円)

財政影響や革新性、有用性の大きい医薬品・医療機器等を対象とした費用対効果評価を推進するため、諸外国の状況把握や NDB 等を用いた費用評価に係る調査等を行う。

また、平成28年度から開始された患者申出療養について、患者からの申出に円滑に対応できるよう、未承認薬に係る情報収集や、患者の相談に対応する相談員研修、審査業務の環境整備等を行う。

(9) 後発医薬品の使用促進

5. 4億円(4. 3億円)

① 後発医薬品使用促進対策の実施【一部新規】

2. 6億円(1. 5億円)

「2020年9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」(平成29年6月9日閣議決定)と定められたことを踏まえ、患者や医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、品質・安定供給の確保、情報提供の充実や普及啓発等による環境整備に関する事業、「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」の取組状況のモニタリング等を引き続き実施する。

② 後期高齢者医療広域連合における後発医薬品の使用促進への支援(再掲・37ページ参照)

2. 8億円(2. 8億円)

**3 地域医療介護総合確保基金による医療・介護連携の推進
(社会保障の充実)**

1,105億円(1,085億円)

地域の医療及び介護の総合的な確保のための事業を支援するため、都道府県に設置された医療介護総合確保推進法に基づく基金(地域医療介護総合確保基金)の財源を確保する。(地域医療介護総合確保基金(医療分)平成29年度:公費904億円→平成30年度:公費934億円)

4 質が高く効率的な医療提供体制の確保

743億円(586億円)

(1) 地域医療確保対策の推進

49億円(31億円)

① 専門医に関する新たな仕組みの構築に向けた取組

3.9億円(2.6億円)

新たな専門医の仕組み導入に伴う医師偏在の拡大を防止するため、研修プログラムについて協議する都道府県協議会の経費を増額するとともに、地域医療支援センターのキャリア支援プログラムに基づいた専門医研修の実施にあたり、指導医を派遣した場合や、各都道府県による調整の下で、医師不足地域の医療機関へ指導医の派遣等を行う場合に、必要な経費を補助する。

また、日本専門医機構が各都道府県協議会の意見を取り入れて専門医の研修体制を構築するための連絡調整経費の増額や、医師偏在対策の観点から研修プログラムをチェックするために必要な経費等を補助する。

② 医師不足地域における若手医師のキャリア形成支援【新規】

7.6億円

地域枠出身の若手医師が医師不足地域への派遣により地域診療義務を果たす場合等に、休日代替医師の派遣、複数医師によるグループ診療、テレビ電話等を活用した診療支援等をモデル的に実施し、派遣される医師のキャリア形成や勤務負担軽減を図るために必要な経費を支援する。

- ③ **特定行為に係る看護師の研修制度の推進** **4. 1億円（4. 3億円）**
「特定行為に係る看護師の研修制度」（平成 27 年 10 月 1 日施行）が円滑に実施されるよう、指定研修機関の確保、研修修了者の計画的な養成、指導者育成のための支援等を行う。
また、平成 29 年 6 月に実施した厚生労働省行政事業レビューの公開プロセスの結果などに基づき、特定行為に係る看護師の研修の実態把握や課題分析等を行うとともに、eラーニング導入経費などを支援する。
- ④ **死因究明等の推進【一部新規】** **2. 3億円（1. 5億円）**
「死因究明等推進計画」（平成 26 年 6 月 13 日閣議決定）に基づき、検案する医師の資質向上や、死亡時画像診断の活用を含めた死因究明等の推進を図るために、法医学の専門家による相談事業や研修事業の実施に必要な経費等を支援する。
- ⑤ **補聴器販売者の技能向上研修等事業** **4 1百万円（3 1百万円）**
補聴器の安全で効果的な使用に資するため、質の高い補聴器販売者の養成等を支援する。
- ⑥ **在宅医療の推進** **4 3百万円（6 4百万円）**
地域包括ケアシステムを支える在宅医療を推進するため、関係団体、研究機関、学会等がそれぞれの知見や研究成果を相互に共有し、必要な協力体制を構築した上で、国民の視点に立った在宅医療の普及啓発を行う。
また、在宅医療・訪問看護に係る専門知識や経験を豊富に備えた講師の人材育成を進め、在宅医療推進のための地域の取組を支援する。
- ⑦ **人生の最終段階における医療の体制整備** **8 3百万円（1億円）**
人生の最終段階における医療に関する患者の相談に適切に対応できる医師、看護師等の医療従事者の育成や、救急医療や在宅医療関係者間で患者の希望する療養場所や医療処置に関する情報を共有するための取組、住民への普及啓発のための取組を進め、人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境整備を更に推進する。
- ⑧ **在宅看取りに関する研修事業** **2 2百万円（2 2百万円）**
在宅での看取りにおける医師による死亡診断に関わる手続の整備を図るため、「規制改革実施計画」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）を踏まえた、医師による死亡診断等に必要な情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修等の実施に対する支援を行う。

(2) 医療安全の推進【一部新規】 11億円(9.9億円)

- ・ 医療の安全を確保するため、医療事故調査結果を収集・分析し、再発防止のための普及啓発等を行う医療事故調査制度の取組を推進するために、引き続き医療事故調査・支援センターの運営に必要な経費を支援する。
- ・ 世界的な患者安全への取組の推進を図るために、諸外国の保健担当大臣や医療安全に関する専門家などを招へいする国際会議「患者安全サミット」を日本で開催する。

(3) 救急・周産期医療などの体制整備

288億円(258億円)

医療提供体制推進事業費補助金229億円(154億円)の内数

医療提供体制施設整備交付金32億円(25億円)の内数

① 救急医療体制の整備

4.2億円(4.2億円)

医療提供体制推進事業費補助金229億円(154億円)の内数

医療提供体制施設整備交付金32億円(25億円)の内数

救急医療体制の整備を図るため、重篤な救急患者を24時間体制で受入れる救命救急センターなどへの財政支援を行う。

② ドクターヘリの導入促進

66億円※(7百万円及び医療提供体制推進事業費補助金154億円の内数)

※7百万円及び医療提供体制推進事業費補助金229億円の内数となる

地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を拡充するための支援を行う。

③ 小児・周産期医療体制の充実【一部新規】

4.2億円(2.6億円)

医療提供体制推進事業費補助金229億円(154億円)の内数

医療提供体制施設整備交付金32億円(25億円)の内数

- ・ 地域で安心して産み育てることのできる医療の確保を図るため、総合周産期母子医療センターやそれを支える地域周産期母子医療センターの新生児集中治療室(NICU)、母体・胎児集中治療室(MFICU)等へ必要な支援を行う。
- ・ 産科医師や分娩取扱施設が存在しない二次医療圏(無産科二次医療圏)、又は分娩取扱施設が少ない地域において新規開設した分娩取扱施設等に対して、施設・設備整備及び産科医の派遣に必要な費用を支援する。

④ へき地保健医療対策の推進【一部新規】 **72億円（74億円）**

無医地区等のへき地に居住する住民に対する医療提供体制の確保を図るため、無医地区等から高度・専門医療機関を有する都市部の医療機関へ患者を長距離輸送する航空機（メディカルジェット）の運行に必要な経費の支援や、へき地診療所への医師等の派遣に必要な経費の支援など、へき地医療体制の更なる強化・充実を図る。

⑤ 災害医療体制の充実【一部新規】

207億円（177億円）

医療提供体制推進事業費補助金229億円（154億円）の内数

医療提供体制施設整備交付金32億円（25億円）の内数

- ・ 南海トラフ巨大地震や首都直下地震における活動計画を踏まえた災害医療体制の強化のため、災害時に都道府県や災害拠点病院などとの連絡調整や DMAT 支援を担う DMAT 事務局体制の拡充等を図るとともに、DMAT 活動終了後、被災地の医療機能が回復するまでの間の医療支援を担う JMAT（日本医師会災害医療チーム）等の民間医療チームの養成に必要な費用を支援する。
- ・ 災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供する体制を維持するため、災害拠点病院や救命救急センター等の耐震化を促進するとともに、災害拠点病院が事業継続計画(BCP)を策定できるよう研修を実施する。
- ・ 入院患者が安心して医療を受けることができるよう、有床診療所等に対して、火災発生時に初期消火を行うスプリンクラー等の整備を支援する。

（4）健康寿命の延伸に向けた歯科口腔保健の推進【一部新規】

7.4億円（4.3億円）

ライフステージごとの特性を踏まえた歯科口腔保健施策を推進するとともに、自治体等が実施する歯科健診を推進するため、効率的・効果的な健診方法を検証するモデル事業等を実施する。

（5）かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化

2.1億円（1.9億円）

薬剤師・薬局が「かかりつけ薬剤師・薬局」として地域包括ケア等に貢献できるよう、多職種、他機関との連携協議体等の場を活用したモデル事業を実施するとともに、患者・国民視点で薬剤師・薬局の取組を調査・検討する事業を実施し、PDCA サイクルを回すことにより、「患者のための薬局ビジョン」の早期実現を目指す。

(6) 国民への情報提供の適正化の推進

51百万円(42百万円)

医療機関のウェブサイトを通正化するたけ、虚偽又は誇大等の不適切な内容を禁止することを含めた医療法改正を踏まえ、ネットパトロールによる監視体制を更に強化し、医業等に係る情報提供の適正化を推進する。

5 安定的で持続可能な医療保険制度の運営の確保

11兆6,342億円(11兆5,499億円)

(1) 各医療保険制度などに関する医療費国庫負担

11兆4,839億円(11兆4,458億円)

各医療保険制度などに関する医療費国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る。

○ 平成30年度診療報酬改定

1. 診療報酬本体 +0.55%

各科改定率	医科	+0.63%
	歯科	+0.69%
	調剤	+0.19%

2. 薬価等

① 薬価 ▲1.65%

※うち、実勢価等改定 ▲1.36%、
薬価制度の抜本改革 ▲0.29%

② 材料価格 ▲0.09%

○ 上記のほか、いわゆる大型門前薬局に対する評価の適正化の措置を講ずる。

(2) 国民健康保険への財政支援(社会保障の充実)(一部再掲・(1)参照)

2,659億円(2,732億円)

① 低所得者数に応じた保険者への財政支援の拡充や保険者努力支援制度等の実施

2,359億円(832億円)

国民健康保険の保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた保険者への財政支援の拡充を継続する。

国民健康保険制度の改革(都道府県単位化)と併せて実施される財政調整機能の強化や保険者努力支援制度の実施等のために必要な経費を確保する。(1,527億円)

※ 都道府県に設置している財政安定化基金の特例基金に平成29年度に積み立てた500億円のうち170億円を活用し、併せて約1,700億円を確保。

- ② 国民健康保険への財政安定化基金の積増し 300億円(1,900億円)
財政安定化のため、国民健康保険の財政運営を担う都道府県に設置した財政安定化基金の積増しに必要な経費を確保する。

※ これにより国民健康保険制度の改革の実施に必要な積立総額2,000億円を実現。

- 子ども医療費助成にかかる国民健康保険の減額調整措置の見直し 56億円
「一億総活躍社会」に向けて政府全体として少子化対策を推進する中で、地方自治体の取組を支援する観点から、未就学児までを対象とする医療費助成に関する国民健康保険の減額調整措置を行わないこととし、必要な経費を確保する。

- (3) 被用者保険の拠出金等の負担に対する財政支援(一部社会保障の充実)
837億円(839億円)
拠出金負担の重い被用者保険者の負担を軽減するための財政支援に必要な経費を確保する。

6 安心で質の高い介護サービスの確保

3兆762億円(2兆9,808億円)

- (1) 介護保険制度による介護サービスの確保
2兆9,827億円(2兆9,036億円)

- ① 介護保険制度による介護サービスの確保(一部社会保障の充実)
2兆7,622億円(2兆6,872億円)

地域包括ケアシステムの実現に向け、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、在宅サービス、施設サービス等の増加に必要な経費を確保する。

また、平成30年度介護報酬改定については、地域包括ケアシステムの推進、質の高い介護サービスの実現、多様な人材の確保と生産性の向上及び介護事業者の安定的経営の確保等の視点を踏まえ、+0.54%の改定率とする。

(改定の方向)

- ・ 中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備
- ・ 介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現
- ・ 人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進
- ・ 介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

- ② **地域支援事業の推進（一部社会保障の充実）** 1,988億円（1,959億円）
地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の人への支援の仕組みづくり等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。

- ③ **新しい包括的支援事業の推進（社会保障の充実）** 217億円（215億円）
以下の取組について、平成27年度より段階的に実施してきており、平成30年度からは、全ての市町村で実施する。

ア 認知症施策の推進

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や地域支援推進員による相談対応、認知症カフェの設置や認知症の本人が集う取組を推進する。

イ 生活支援の充実・強化

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。

ウ 在宅医療・介護連携の推進

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進する。

エ 地域ケア会議の開催

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。

- ④ **介護納付金の総報酬割導入に伴う被用者保険者への財政支援**

94億円（94億円）

介護納付金の総報酬割の導入に伴う負担増を踏まえ、一定の被用者保険者に対して財政支援を行う。

- ⑤ **介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化（社会保障の充実）**

123億円（111億円）

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を行う。

(2) 保険者機能の強化

204億円(2.8億円)

① 保険者機能強化推進交付金の創設【新規】

200億円

市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金を創設する。

② 介護・医療関連情報の「見える化」の推進

3億円(2.2億円)

地域包括ケアシステムの一層の推進を図るため、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、地域差、取組等を、市町村等が客観的かつ容易に把握・分析できるよう『地域包括ケア「見える化」システム』のデータ拡充や機能追加を行う。

③ 高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防の横展開

66百万円(56百万円)

高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防の取組の横展開を図るため、地域ケア会議の活用によるケアマネジメント支援などを推進するとともに、都道府県等への研修会や技術的支援も実施する。

(3) 自立支援・重度化防止に向けた科学的介護の実現にかかる取組の推進【一部新規】 (後掲・90ページ参照)

3.7億円(50百万円)

科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析する新たなデータベースの2020年からの本格運用を目指して、システム開発のために必要な経費を確保する。

(4) 介護分野における生産性向上

50億円(52億円)

介護ニーズが増加する一方、労働力人口が減少する状況下で、介護サービスの効果的・効率的な提供を推進するため、以下の取組を実施する。

① 介護ロボット開発等加速化事業

3.7億円(3億円)

介護ロボットの提案から開発までを牽引するプロジェクトコーディネーターを配置し、着想段階から介護現場のニーズを開発内容へ反映させるほか、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、介護ロボット等の開発・普及の加速化を図る。

② 介護事業所における生産性向上推進事業【新規】

3.2億円

介護事業所の生産性の向上を推進するため、経営の専門家による個別事業所の訪問を通じた調査研究を行うとともに、その結果を踏まえ、組織的に生産性向上や業務改善に取り組みやすくするためのガイドライン作成・普及啓発を行う。

(参考)【平成 29 年度補正予算案】

○ 介護事業所における生産性向上の推進 2. 9 億円

規模が小さい介護事業所等における業務の見直しによる効率化など生産性の向上を推進するため、横展開用ガイドラインの作成を目指して、経営の専門家による個別事業所の訪問等を通じた調査研究等を前倒して実施する。

③ 介護事業所における ICT 普及促進事業 1. 5 億円 (2. 3 億円)

介護事業所における ICT 化を全国的に普及促進するため、介護サービス事業所間の情報連携に関して、今後求められる情報の内容やセキュリティ等のあり方を検討するなど、ICT の標準仕様の作成に向けた取組を実施する。

④ 介護福祉機器の導入支援 (再掲・25 ページ参照) 4.1 億円 (4.6 億円)

介護労働者の身体的負担軽減に資する介護福祉機器の導入を促進し、労働環境の改善を図る。

(5) 地域医療介護総合確保基金 (介護分) の実施 (社会保障の充実)

4.83 億円 (4.83 億円)

各都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備を進めるほか、介護人材の確保に向けて必要な事業を支援する。

① 介護施設等の整備に関する事業 4.23 億円 (4.23 億円)

地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービス施設の整備に必要な経費や、介護施設 (広域型を含む) の開設準備等に必要な経費、特養多床室のプライバシー保護のための改修等に必要な経費の助成を行う。

② 介護従事者の確保に関する事業 6.0 億円 (6.0 億円)

多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、介護従事者の確保対策を推進する。

(6) 認知症高齢者等にやさしい地域づくりのための施策の推進 9.7 億円 (8.8 億円)

「認知症施策推進総合戦略」(新オレンジプラン)に基づき、早期診断・早期対応を軸とした、認知症の容態に応じた切れ目のない適時適切な医療・介護等の提供が図られる仕組みを構築するなど、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進する。

① 認知症に係る地域支援事業の充実 (社会保障の充実) (再掲・52 ページ参照)

② 認知症施策の総合的な取組

15億円（14億円）

ア 認知症施策総合戦略の推進

「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）に基づき、適時適切な医療・介護等の提供、若年性認知症の人への支援、地域での見守り体制の確立など、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進するため、以下の取組を実施する。

- ・ 先駆的な取組の共有や広域での連携体制の構築
 - 広域の見守りネットワークの構築（都道府県内→都道府県を越えたブロック単位を追加）
 - 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動支援（都道府県支援の拡充（専門職等派遣））
 - 認知症の本人が集う取組の普及
 - 認知症医療と介護の連携の枠組み構築 等
- ・ 認知症の人や家族が気軽に相談できる体制の構築、認知症の理解の促進
- ・ 若年性認知症の本人の状態やライフステージに応じた適切な支援
 - 若年性認知症支援コーディネーターの設置の拡充
 - 若年性認知症の人の社会参加活動の推進
 - 若年性認知症支援のための全国的な相談体制の充実

イ 認知症疾患医療センターの整備の促進

認知症の人とその家族に対する早期診断や早期対応を行うため、認知症の専門医療機関である認知症疾患医療センター（基幹型、地域型、連携型）を整備する。

ウ 成年後見制度の利用促進のための体制整備

認知症高齢者等が円滑に成年後見制度の利用や成年後見人等の支援を受けられるスキームづくりや運用などの体制整備を市町村において確立していくため、都道府県による支援の推進を図る。

③ 認知症研究の推進【一部新規】（再掲・43ページ参照） 9億円（8.8億円）

(7) 地域での介護基盤の整備

442億円（446億円）

① 介護施設等の整備に関する事業（社会保障の充実）（再掲・54ページ参照）

423億円（423億円）

② 介護施設等における防災対策等の推進

19億円（23億円）

介護施設等における防災対策等を推進するため、耐震化等の防災改修に必要な経費について支援を行う。

(参考)【平成 29 年度補正予算案】

- 社会福祉施設の耐震化・防災対策等（介護分） 9.9 億円
介護施設等に関する防災対策を推進するため、施設の耐震化等を支援する。

(8) 介護保険制度改正等に伴うシステム改修 3.1 億円 (3.9 億円)

平成 30 年介護保険制度改正等に伴い、介護給付審査支払事務を引き続き円滑に行えるよう、保険者等のシステムのプログラム修正を支援する。

(9) 生涯現役社会の実現に向けた環境整備等 2.9 億円 (2.9 億円)

企業退職高齢者などが地域の中で生活支援のサービスなどを実施し、自らの生きがいがづくり等にも資する活動への立ち上げ支援について、「協議体等の活動を通じて創出された住民主体によるサービス」や「共生の居場所づくり」にも拡充するとともに、引き続き、老人クラブ活動への支援等を行う。

(10) 適切な介護サービス提供に向けた各種取組 9.3 億円 (12.1 億円)

福祉用具における平均貸与価格等の公表、集合住宅等に入居する高齢者に対してサービスを提供する事業所への重点的な実地指導が可能となるよう都道府県等における指導体制の強化を図るための支援など、適切な介護サービス提供に向けた各種取組を行う。

第4 健康で安全な生活の確保

健康長寿社会の実現を目指し、受動喫煙の防止・健康づくり・生活習慣病の予防等の健康増進対策、がん・肝炎・難病等の各種疾病対策、新型インフルエンザ等の感染症対策などを推進する。また、医薬品などの安全対策の強化や信頼性の確保、輸入食品などの食品の安全対策、強靱・安全・持続可能な水道の構築などを推進する。

1 健康増進対策、がん対策、肝炎対策 1,022億円(956億円)

(1) 健康増進対策 74億円(41億円)

① 受動喫煙防止対策の推進【一部新規】 42億円(10億円)

飲食店等における喫煙専用室等の整備に対する助成や自治体が行う指定屋外分煙施設(※)の整備への支援、国民や施設の管理者への受動喫煙防止に関する普及啓発を行う。

※ 受動喫煙の防止に資するよう、屋外の不特定多数の方が利用する場所において分煙を行う施設

② 健康づくり・生活習慣病対策の推進【一部新規】 17億円(16億円)

スマート・ライフ・プロジェクトに参画する企業・団体・自治体と協力・連携しながら、「健康日本21(第二次)」を着実に実施し、健康寿命の延伸、健康格差の縮小等を推進する。

③ 生活習慣病予防に関する研究などの推進(一部再掲・44ページ参照)

15億円(15億円)

生活習慣病の予防、診断及び治療に係る研究を体系的に実施する。特に、たばこ対策、健康診査、脳卒中を含む循環器疾患、糖尿病に関する研究を重点的に推進する。

(2) がん対策 358億円(314億円)

平成29年10月に策定した第三期がん対策推進基本計画に基づき、「がん予防」「がん医療の充実」「がんとの共生」の三つを柱とした施策を実施することで、がん対策の一層の推進を図る。

① **がん予防【一部新規】**

166億円（141億円）

がんを早期に発見し、がんによる死亡者を減少させるため、引き続き、がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者にクーポン券を配布する。また、精密検査受診率向上のため、精密検査未受診者に対する受診再勧奨を実施する。

② **がん医療の充実【一部新規】（一部再掲・43ページ参照）**

166億円（151億円）

- ・ がんゲノム情報や臨床情報を集約化し、質の高いゲノム医療を提供するため、がんゲノム情報管理センター及びがんゲノム医療中核拠点病院等の体制整備を実施するとともに、がんゲノム医療に対応できる人材を育成する。
- ・ 希少がん対策の中核的な役割を担う「希少がん中央機関」において、病理コンサルテーションの集約化、情報提供等を一体的に実施する。また、希少がんにおける病理診断の質の向上に必要な知識と技術を身につけるための人材育成を支援する。
- ・ ゲノム医療の実現に資する研究、ライフステージやがんの特性に着目した研究（小児・AYA世代（思春期世代と若年成人世代）のがん、高齢者のがん、難治性がん、希少がんなど）、がんの予防法や早期発見手法に関する研究などを重点的に推進する。

（参考）【平成29年度補正予算案】

○ **がんゲノム情報管理センターにおける検体保存体制の整備**

4.2億円

ゲノム情報に基づく適切な診療の提供や、革新的な治療の早期開発を目指し、検体を保存する体制（バイオバンク）を備えた、がんゲノム情報管理センターの整備を行う。

③ **がんとの共生【一部新規】**

25億円（22億円）

がん患者や経験者による相談支援の充実を図るため、患者団体及び関係学会と連携し、ピア・サポート研修プログラムを改定するとともに、がん患者・経験者等に対して、ピア・サポートや患者サロンに関する研修を実施する。

(3) **肝炎対策**

168億円（153億円）

肝炎対策基本指針に基づき、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標に、肝炎に対する正しい知識の普及啓発、肝炎ウイルス検査の促進や肝炎患者への医療費の助成などの肝炎対策を総合的に推進する。

① 早期発見・早期治療を促進するための環境整備 120億円(117億円)

ア 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進 40億円(39億円)

- ・ 肝炎ウイルス検査を促進するために、職域における肝炎ウイルス検査の勧奨を進めるとともに、健康増進事業における個別勧奨の推進を図る。
- ・ 肝炎ウイルス検査で陽性と判定されながらも医療機関未受診の者がみられることから、陽性者に対し医療機関への受診勧奨を行うとともに、定期検査費用に対する助成措置を行うことにより、肝炎患者の早期治療を促進し、重症化の予防を図る。

イ ウイルス性肝炎に係る医療の推進 73億円(70億円)

B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の医療費の負担を軽減することにより、適切な医療の確保及び受療促進を図る。

② 肝がん・重度肝硬変治療研究及び肝がん・重度肝硬変患者への支援のための仕組みの構築【新規】 10億円

肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための仕組みを構築する。

③ 肝炎治療研究などの強化(一部再掲・44ページ参照) 37億円(37億円)

平成28年12月に中間見直しが行われた「肝炎研究10カ年戦略」を踏まえ、B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発を目指した創薬研究や肝硬変の病態解明と新規治療法の開発を目指した研究等を推進する。

(4) B型肝炎訴訟の給付金などの支給 572億円(572億円)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、B型肝炎ウイルスの感染被害を受けた方々への給付金などの支給に万全を期すため、社会保険診療報酬支払基金に設置した基金に給付金などの支給に必要な費用の積み増しを行う。

2 難病などの各種疾病対策、移植医療対策

1,343億円(1,502億円)

(1) 難病・小児慢性特定疾病対策 1,303億円(1,463億円)

① 難病対策 1,140億円(1,286億円)

ア 医療費助成の実施(一部社会保障の充実)

1,020億円(1,162億円)

難病患者に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患者の医療費の負担軽減を図る。

イ 難病患者の社会参加と難病に対する国民の理解の促進のための施策の充実

13億円(17億円)

難病相談支援センターを中心とした地域の様々な支援機関と連携した相談支援体制の構築などにより、難病患者の長期療養生活上の悩みや不安を和らげ、就労支援を推進するとともに、難病についての理解を深める取組を推進し、難病患者が社会参加しやすい環境の整備を図る。

ウ 新たな難病の医療提供体制の推進 5.5億円(1.9億円)

新たな難病の医療提供体制を推進するため、都道府県における拠点となる医療機関を中心とした連携体制の構築等に対する支援を行う。

また、国において、これらの拠点となる医療機関の診療を支援する体制を構築する。

エ 難病に関する調査・研究などの推進(一部再掲・44ページ参照)

102億円(105億円)

難病研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模のデータベースにより集められた難病患者の情報を活用するなどして、疫学調査、病態解明、新規治療法の開発、再生医療技術を用いた研究を行う。

② 小児慢性特定疾病対策(一部社会保障の充実) 163億円(177億円)

慢性的な疾病を抱える児童等に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。

また、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となって自立支援を行うための事業を行う。

さらに、小児期から成人期への円滑な移行期医療を推進するための体制の構築に対する支援を行う。

(2) 各種疾病対策

9. 6億円(8. 5億円)

① リウマチ・アレルギー対策などの推進【一部新規】(一部再掲・44ページ参照) 7. 7億円(7億円)

リウマチ・アレルギー対策の推進のため、治療法の開発や医療の標準化に資する研究の推進、患者やその家族の悩み・不安に対応するための相談員の資質の向上を図る。

また、アレルギー対策については、アレルギー疾患対策基本法に基づく基本指針等を踏まえ、中心拠点病院等及び都道府県への支援を行うとともに、中心拠点病院による都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の医師向けの研修会及び国民がアレルギー疾患に関して科学的知見に基づく適切な情報を入手できる情報提供ウェブサイトの作成等を行い、アレルギー医療の均てん化を推進する。

② 慢性疼痛対策の推進(一部再掲・44ページ参照) 1. 9億円(1. 5億円)

慢性の痛みに対して診療科間で連携して診療を行う体制を備えた痛みセンターと地域の医療機関が連携し、慢性の痛みを抱えた患者に対して、地域で学際的診療を行う診療モデルの構築を推進する。

また、引き続き、慢性の痛みに関する診断・治療法の研究開発や患者に対する相談、国民の理解の促進など、患者の生活の質の向上を図る取組を推進する。

(3) 移植医療対策

31億円(30億円)

① 造血幹細胞移植対策の推進 20億円(20億円)

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、若年層の骨髄等ドナー登録者確保対策やコーディネート期間短縮に向けた取組を行うとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤(バンク)の安定的な運営の支援を行う。また、造血幹細胞移植後患者のフォローアップ体制の構築や治療成績等のデータ収集・分析を進める。

② 臓器移植対策の普及・推進【一部新規】 6. 4億円(6. 2億円)

臓器移植を推進するため、若年層への普及啓発を推進するための取組を充実させ、脳死判定を行う医療施設の体制構築の支援を強化するとともに、適正なあっせん体制の整備を推進するための取組を行う。

③ 移植医療に関するシステムの構築 2. 9億円(2. 9億円)

骨髄・末梢血幹細胞移植、臍帯血移植ごとに管理されている造血幹細胞移植関連情報について、一元的に管理するシステムを構築し移植医療のICT化を推進する。

3 感染症対策

384億円(206億円)

(1) 新型インフルエンザ等の感染症対策の強化【一部新規】306億円(129億円)

新型インフルエンザ等の感染症の発生に備え、抗インフルエンザウイルス薬、ブレパンデミックワクチンの備蓄、検疫による水際対策等を推進する。

(2) AMR(薬剤耐性)対策の推進【一部新規】(一部再掲・40ページ参照)

7.1億円(6.1億円)

「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」(平成28年4月5日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定)に基づき、AMR対策に関する調査研究や普及啓発等を行うとともに、ワンヘルス・アプローチ(※)に関する国際会議を開催する。

また、AMRに関する医療・福祉における情報を集約し、医療専門職、福祉従事者等に向けたオンラインでの情報提供や研修機会を提供する「臨床情報センター」、及び調査研究を行う「薬剤耐性研究センター」の運営を行う。

※ ヒト、動物、環境等の複雑な相互作用によって生じる感染症の対策に、公衆衛生、動物衛生等の関係者が連携し、一体となって対応しようとする概念

(3) エイズ対策の推進【一部新規】(一部再掲・44ページ参照)

4.5億円(4.5億円)

HIV検査・相談について、引き続き、夜間・休日対応など利便性に配慮した体制の整備を進めるとともに、検査の必要性が高い対象者やこれらの対象者の多い地域への重点化等を図り、効率的・効果的な施策を推進する。

また、健康診断の機会を利用したHIV・性感染症の検査モデル事業を実施する。

(4) 予防接種の推進【一部新規】

1.7億円(1.6億円)

「予防接種に関する基本的な計画」(平成26年4月告示)に基づき、より有効かつ安全な予防接種の推進を図るとともに、予防接種健康被害の救済や副反応に関する情報整理や調査を含め、着実な予防接種を実施する。

(5) HTLV-1関連疾患に関する研究の推進(再掲・43ページ参照)

1.0億円(1.0億円)

ヒトT細胞白血病ウイルス1型(HTLV-1)への感染防止及びこれにより発症する成人T細胞白血病(ATL)やHTLV-1関連脊髄症(HAM)の診断・治療法等に関する研究について、感染症・がん・難病・母子保健対策関連研究事業が連携することにより、総合的な推進を図る。

4 健康危機管理・災害対策の推進

3. 8億円(3. 9億円)

(1) 健康安全・危機管理対策総合研究の推進（再掲・44ページ参照）

2. 8億円（2. 8億円）

大規模災害やテロリズム等の健康危機管理事案の発生に備えた体制の確保、危機情報の共有や活用、地域での健康危機管理体制の基盤強化等に資する健康安全・危機管理対策に関する総合的な研究を推進する。

(2) 健康危機管理体制の整備

1億円（1. 1億円）

非常時に健康危機管理体制が十分に機能するよう、平時から、各種訓練の実施、地域での連携体制の構築等を行うとともに、地域での健康危機事例に的確に対応するため、専門家の養成等を行う。

5 医薬品、薬物等に関する安全・信頼性の確保など

16億円(13億円)

(1) 医薬品、医療機器、再生医療等製品を安心して使用するための安全対策の強化、きめの細かい対応

6. 3億円（4. 5億円）

① 医療情報データベース（MID-NET）を活用した医薬品等安全対策の推進【一部新規】（再掲・40ページ参照）

4. 6億円（3. 7億円）

② 高齢者における医薬品の安全使用の推進【新規】

20百万円

高齢者の薬物療法について、高齢者医薬品適正使用検討会における議論を踏まえ、各種ガイドラインの整備・周知を進め、効果的な安全対策及び適正使用の推進を図る。

③ 再製造 SUD（単回使用医療機器）の品質確保【新規】

33百万円

使用済みの SUD（単回使用医療機器）を再製造し、安全に利用できるようにするため、事業者向けのガイドラインを作成するとともに、事業者に対する立入調査や調査員のスキル向上のための研修を実施する。

④ 小児における医薬品の安全対策の充実

1億円（87百万円）

小児が科学的根拠に基づき医薬品を安心して使用できるよう、小児に対する投与量、投与方法、副作用等発現状況を収集・分析するデータベースを整備し、小児医療機関ネットワークを構築し安全対策の充実を図る。

⑤ 医薬品販売業者に対する指導・強化【新規】 14百万円

C型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造品が流通したことを受けて、再発防止のため、都道府県ブロック単位での合同模擬査察等を実施し、相互に研鑽し、査察技術の向上を図る。

(2) 薬物乱用対策の推進 3.8億円(2.9億円)

アジアにおける違法薬物取引の最重要拠点である香港に職員を長期間派遣し、薬物の密輸や密造の実態、新たに市場に出現する薬物等についての情報収集を行うことで、水際対策等を強化するとともに、引き続き普及啓発及び再乱用対策等、我が国における薬物の総合的な対策を推進する。

(3) アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症対策の推進【一部新規】(後掲・76ページ参照) 6.1億円(5.3億円)

6 食の安全・安心の確保など 136億円(127億円)

(1) 残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進 13億円(13億円)

残留農薬の基準設定について、国際的に用いられる急性毒性の指標(急性参照用量(ARfD)(※))を考慮した残留基準の見直しを計画的に進める。

また、残留基準の適否を確認する分析法の開発を推進するとともに残留農薬等の基準等の設定をより迅速に行えるよう、技術専門職員を増員するなど審査体制を強化する。

※ 急性参照用量(ARfD): ヒトがある物質を24時間または、それより短時間の間の経口摂取を行っても、健康に悪影響が生じないとされる体重1kg当たりの摂取量

(2) HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進等【一部新規】 3.1億円(2.6億円)

食品等事業者の衛生管理水準の更なる向上を図るとともに、「未来投資戦略2017」に掲げる食品の輸出促進につなげるため、国内のHACCP(※1)の制度化を推進する。さらに、食品等事業者による営業許可等の申請手続の効率化、食品リコール情報の一元管理等の観点から、電子申請等の共通基盤システム整備(※2)を進める。もって飲食に起因する事故の発生を防止し、あわせて食品等事業者の行政手続コスト及び地方自治体の業務の軽減を図る。

※1 HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point): 食品の製造・加工工程で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、特に重要な対策のポイントを重要管理点として定めた上で、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法

※2 システム開発経費は平成30・31年度の国庫債務負担行為(3.4億円)として計上

(3) 検疫所における水際対策等の推進 **108億円(101億円)**

① 観光立国推進に対応した検疫体制の計画的整備【一部新規】

108億円の内数(101億円の内数)

「観光立国推進計画」及び「明日の日本を支える観光ビジョン」(訪日外国人旅行者を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とするなどの目標)を踏まえ、国際的に脅威となる感染症の水際対策に必要な検疫機能の強化を図るため、人員の確保や患者搬送車両等の体制整備を行う。

② 輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化

108億円の内数(101億円の内数)

経済連携協定の進展等に伴い、今後も海外からの輸入食品の増加が見込まれることを踏まえ、食の安全・安心を守るため、輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化を図り、輸入食品監視指導計画に基づく検疫所における監視指導を強化する。

(4) 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等 **12億円(11億円)**

① 食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進

9百万円(9百万円)

食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行う。

② 食品の安全の確保に資する研究の推進 **7.4億円(6.9億円)**

食中毒の予防や食品中の化学物質等の基準設定、検査法等の課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。

③ カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施 **4.3億円(4.3億円)**

カネミ油症患者に対する総合的な支援施策の一環として、ダイオキシン類を直接経口摂取したことによる健康被害という特殊性を踏まえ、患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金の支給等を行う。

7 強靱・安全・持続可能な水道の構築【一部新規】

375億円(355億円)※他府省分を含む

国民生活を支えるライフラインである水道施設の耐震化・広域化や安全で良質な給水を確保するための施設整備に加え、コンセッションの推進や水道事業のIoT活用等を進める。

(参考)【平成29年度補正予算案】

- 水道施設の耐震化・災害に強い浄水施設の整備 300億円
(他府省分を含む)
大規模地震などの非常時においても安定的な水の供給を確保するため、水道管路や浄水場、配水池などの水道施設の耐震化や給水拠点の確保に必要な経費を補助するほか、豪雨等の災害に強い高度浄水施設等の整備を支援する。

8 生活衛生関係営業の活性化や振興など【一部新規】

46億円(41億円)

生活衛生関係営業における生産性向上を推進するため、業務改善に取り組みやすくするためのガイドライン・マニュアルの普及や活用の推進を図るとともに、最低賃金の引上げの影響が大きい生活衛生関係営業業者に対する収益力向上等に関するセミナー等の実施や、業の振興や発展を図るための組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を行う。

(参考)【平成29年度補正予算案】

- 生活衛生関係営業における生産性向上の推進 2.8億円
生活衛生関係営業における集客力や付加価値の向上、業務の見直しによる効率化などの取組について調査・検証を行い、事業形態・規模等に応じた業務改善のためのガイドライン・マニュアルを作成するとともに、賃金支給水準の底上げを図るための収益力向上等に関するセミナーの開催等の取組を前倒して実施する。

9 原爆被爆者の援護【一部新規】 1,289億円(1,325億円)

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を引き続き実施するとともに、被爆の実相を世代や国境を越えて伝えるため、被爆建物の保存に加え、被爆体験の伝承者を国内外へ派遣する等の事業を推進する。

また、放射線影響研究所が移転について検討するための調査費を計上するとともに、長崎の被爆体験者への医療費助成対象疾患に糖尿病の合併症（糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、白内障等）の追加を行う。

10 ハンセン病対策の推進 361億円(365億円)

ハンセン病元患者等の名誉回復のため、ハンセン病問題に関する正しい知識の一層の普及啓発等を進め、国立ハンセン病資料館等の学芸員を増員し、資料館活動の充実を図る。

また、ハンセン病療養所の入所者に対する必要な療養を確保し、退所者等への社会生活支援策等を実施する。

第5 子どもを産み育てやすい環境づくり

「子育て安心プラン」に基づく保育園等の整備、母子保健医療対策の強化、子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び児童虐待防止対策の推進・社会的養育の充実などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

1 待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援 3,427億円(3,376億円)

(1) 保育の受け皿拡大・保育人材の確保 1,071億円(975億円)

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育園等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育補助者の雇上げ支援の拡充など総合的な取組を推進する。

① 保育の受け皿拡大 889億円(689億円)

待機児童の解消に向け、保育の受け皿の整備を進めるため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等の支援について引き続き実施し、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

また、土地等の所有者と保育園等を整備する法人のマッチングを行う「民有地マッチング事業」において、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う場合について支援の拡充を図る。

② 多様な保育の充実 34億円(70億円)

家庭的保育事業を推進するため、複数の事業者・連携施設が、保育環境の整備や経営の効率化を共同で実施する体制作りをモデル的に実施する。

また、自宅から距離のある保育園等の利用を可能にするため、「広域的保育所等利用事業」について、送迎センターからのみでなく自宅等から直接送迎する仕組みを可能にするなど拡充を図る。

さらに、保育園等において、医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、保育士のたん吸引等に係る研修の受講や看護師の配置等への支援をモデル的に実施する。

③ 保育人材確保のための総合的な対策（一部再掲・27、28ページ参照）

124億円（193億円）

- ・ 保育人材の確保のため、保育補助者の雇上げ支援について対象者の要件を緩和するなど拡充を図る。
- ・ 保育園等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際の支援について、対象者の要件の見直し、充実を図る。
- ・ 保育分野における人材確保のため、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を拡充し、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図る。

④ 安心かつ安全な保育の実施への支援

24億円（23億円）

保育園等での事故を防止するため、保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施を支援する。

（参考）【平成29年度補正予算案】

- 「子育て安心プラン」の前倒しによる保育の受け皿整備の推進 643億円
「子育て安心プラン」の前倒しによる保育の受け皿整備を進めるため、保育園等の整備に必要な経費を補助する。
- 保育園等における事故防止対策の推進 3.1億円
睡眠中等の場面で発生しやすい重大事故を防止するため、事故防止に役立つ備品の購入に必要な経費を補助する。
- 保育園等におけるICT化の推進 13億円
保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化に必要な経費を補助する。

（2）子ども・子育て支援新制度の実施

2兆5,884億円（2兆4,487億円）※内閣府に計上

① 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）

1兆387億円（9,167億円）

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

ア 子どものための教育・保育給付

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

《参考》新しい経済政策パッケージ

※内閣府に計上

子ども・子育て支援法に定める拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分を「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費（0～2歳児相当分）に充てることとする。

拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成30年度は、0.29%（現行+0.06%）とする。

イ 地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等

② 放課後児童クラブの拡充（一部社会保障の充実） 800億円（725億円）

「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を来年度までに前倒しして実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

③ 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

1,701億円（1,313億円）

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

- ・ 企業主導型保育事業について、新たに2万人分の整備を実施
- ・ 中小企業における企業主導型保育事業の活用促進（運営費の企業負担分の軽減等）

《参考》新しい経済政策パッケージ

※内閣府に計上

子ども・子育て支援法に定める拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分を「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費（0～2歳児相当分）に充てることとする。

拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成30年度は、0.29%（現行+0.06%）とする。

④ 児童手当

1兆3,795億円（1兆4,007億円）

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

(3) 子どもを産みやすい環境づくり

215億円(206億円)

① 不妊治療への助成等

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用を助成するとともに、不妊専門相談センターの全都道府県・指定都市・中核市での設置に向け、箇所数の増を図る。

② 子育て世代包括支援センターの全国展開（一部社会保障の充実）

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じた産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施を支援する。

※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（内閣府に計上））を活用して実施

(4) ひとり親家庭等の自立支援の推進等

1,920億円(1,978億円)

① ひとり親家庭への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化

124億円(116億円)

「すくすくサポート・プロジェクト」（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定）に基づき、ひとり親家庭の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

また、高等職業訓練促進給付金（親の資格取得支援）について、准看護師の資格取得から引き続き看護師の資格を取得するための支援の充実を図る。

② 自立を促進するための経済的支援 1,743億円(1,820億円)

- ・ 児童扶養手当について、全部支給所得制限限度額を130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合）に引き上げる。

※ 児童扶養手当の支給回数について、平成31年11月支給（8月分～10月分）から、支給回数を現行の年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に見直すため、必要な措置を講ずる。

- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金について、新たに大学院進学のための修学資金等を創設し、支援の充実を図る。

③ 女性活躍推進法の実効性確保（再掲・29ページ参照）

6.6億円（7.7億円）

④ 子どもの学習支援事業の推進【一部新規】（後掲・81ページ参照）

4.7億円（3.5億円）

※ 未婚のひとり親家庭の母（父）に対する寡婦（夫）控除のみなし適用

未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

（5）配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進 18.2億円（17.7億円）

- ・ 配偶者からの暴力（DV）被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。
- ・ 婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、一定の研修を修了した者について勤務実態に応じた手当額となるよう、引上げを図る。
- ・ 若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施する。

2 児童福祉法等の改正を踏まえた児童虐待防止対策の推進・社会的養育の充実【一部新規】（一部社会保障の充実）

1,548億円（1,493億円）

（1）児童虐待防止対策の推進

児童虐待防止対策のさらなる推進に向けて、中核市・特別区における児童相談所の設置や市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置するための支援等を行う。

（2）子育て世代包括支援センターの全国展開（再掲・71ページ参照）

（3）家庭養育等の推進

家庭養育の推進に向けて、里親のリクルート・研修・支援等を一貫して担う体制構築への取組等を通じた里親制度の普及促進を図るとともに、養親希望者への支援等にモデル的に取組む民間あっせん機関に対する支援及び人材育成のための研修の実施並びに「特別養子縁組制度」に関する周知広報の充実を図る。併せて児童養護施設の小規模化・地域分散化等の取組を着実に実施する。

(4) 被虐待児童などへの支援の充実

乳児院等における保護者等に対する養育支援機能や医療機関との連携による支援体制の強化を図る。

また、社会的養護自立支援事業等の充実を図ることにより、子どもの自立に向けた取組を着実に進める。

3 仕事と家庭の両立支援の推進(再掲・30ページ参照)

281億円(151億円)

第6 障害者支援の総合的な推進

障害児・障害者の社会参加の機会の確保と地域社会における共生を支援するため、障害福祉サービスの充実、地域生活支援の着実な実施や就労支援、精神障害者や発達障害者などへの支援施策を推進する。

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進 1兆8,419億円(1兆7,260億円)

(1) 良質な障害福祉サービス等の確保 1兆3,317億円(1兆2,168億円)

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービス等を総合的に確保する。

報酬改定については、障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応し、また、「自立生活援助」など法改正により創設された新サービスの報酬を設定することなどを総合的に勘案し、改定率を+0.47%とする。なお、食事提供体制加算（経過措置）については、食事の提供に関する実態等について調査・研究を十分に行った上で、今後の報酬改定において対応を検討することとし、今回の改定では継続する。

(2) 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】 493億円(488億円)

意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の拡充を図る。

また、地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として位置付け、質の高い事業実施を図る。

(3) 障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備 72億円(71億円)

就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所やグループホーム、障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備を促進するとともに、防災体制等の強化を推進する。

(参考)【平成29年度補正予算案】

○ 社会福祉施設の耐震化・防災対策等(障害分) 80億円

障害者支援施設等に関する防災対策を含めた基盤整備の推進のため、施設の耐震化等を支援する。

- (4) **障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供** 2,452億円(2,467億円)
心身の障害の状態を軽減し、自立した日常生活等を営むために必要な自立支援医療(精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療)や障害児入所施設を利用する者等に対する医療を提供する。
また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。
- (5) **医療的ケア児に対する支援【一部新規】(一部再掲・68ページ参照)**
1. 8億円(24百万円)
多様な保育の充実34億円の内数
医療的ケア児による保育園等の利用を促進するモデル事業を実施するとともに、ICTを活用し外出先でも適切な医療を受けられる体制の整備を図る。
このほか、障害福祉サービス等報酬改定において、医療的ケア児の受入れを促進するため、障害児通所支援事業所等における看護職員を加配している場合の加算の創設等を行う。
また、保育園等において、医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、保育士のたん吸引等に係る研修の受講や看護師の配置等への支援をモデル的に実施する。
- (6) **障害者自立支援機器の開発の促進【一部新規】(再掲・33ページ参照)**
1. 5億円(1.6億円)
多様な障害者のニーズを的確にとらえた障害者自立支援機器などの開発(実用的製品化)の促進を図るとともに、導入好事例の展開による実用的製品の普及促進を行う。
- (7) **芸術文化活動の支援の推進** 2. 8億円(2.5億円)
芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)を通じた障害者の社会参加を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動を支援(相談、研修、ネットワークづくり等)する仕組みを全国に展開するとともに、全国障害者芸術・文化祭開催県にコーディネーターを配置し、各地域でのサテライト開催との連携促進を図る。
- (8) **アルコール健康障害対策の推進** 17百万円(17百万円)
健康づくり・生活習慣病対策の推進42億円の内数
「健やか親子21」による母子保健活動の推進20百万円の内数
アルコール健康障害対策基本法及びアルコール健康障害対策推進基本計画に基づき、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及及びアルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備を推進する。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

212億円(204億円)

(1) 精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進 5.6億円(2.3億円)

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、住まいの確保支援を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。このため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

(2) 精神科救急医療体制の整備 1.7億円(1.6億円)

精神疾患のある救急患者や、精神疾患と身体疾患を併発している救急患者が、地域で適切に救急医療を受けられるよう、関係機関（警察、消防、一般救急等）との連携を図りながら、引き続き体制を整備する。

(3) 災害時心のケア支援体制の整備 6.2百万円(5.3百万円)

大規模自然災害・事故等における心のケアの対策を推進するため、引き続き災害時の危機管理体制を整備するとともに、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の活動能力を高める専門家人材の育成を行う。

また、災害などを通じて生ずるPTSD(心的外傷後ストレス障害)などに対する精神保健活動の充実に資する取組を推進する。

(4) 心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の確保など 1.81億円(1.78億円)

心神喪失者等医療観察法に基づく医療を円滑に行うために、指定入院医療機関の地域偏在の解消など医療提供体制を引き続き整備する。

また、指定医療機関の医療従事者等を対象とした研修や指定医療機関相互の技術交流等、更なる医療の質の向上を図る取組を推進する。

(5) アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症対策の推進【一部新規】

6.1億円(5.3億円)

依存症者やその家族等が適切な治療や必要な支援を受けられるよう、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の全国拠点機関において都道府県等における指導者等の養成、依存症に関する情報提供機能の強化を図るとともに、都道府県等の支援体制づくりに向けた人材養成や医療体制・相談体制の整備、受診後の患者支援に係るモデル事業の実施及び民間団体支援を推進する。

また、依存症の実態を解明するための調査を実施するとともに、広く国民一般を対象に依存症の正しい理解を広めるための普及啓発を実施する。

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進

4. 1億円(2. 1億円)

- (1) 発達障害児・発達障害者とその家族に対する支援【新規】 1. 3億円
発達障害児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図るとともに、身近な支援を実施するため対象自治体を市区町村まで拡大する。
- (2) 発達障害の診療を行う医師等の養成【新規】 1億円
発達障害の医療ネットワークを構築し、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための研修等を実施し、専門的医療機関の確保を図る。
- (3) 発達障害に関する理解促進及び支援手法の開発【一部新規】 1. 4億円(1. 6億円)
全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。
さらに、発達障害者支援センター等が抱える困難事例に係る支援を行う。
また、「世界自閉症啓発デー」(毎年4月2日)などを通じて、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい理解と知識の普及啓発等を行う。

4 障害者への就労支援の推進

175億円(154億円)

- (1) 平成30年4月からの法定雇用率引上げに伴う支援の強化【一部新規】(再掲・32ページ参照) 154億円(139億円)
- (2) 障害者の一般就労に向けた在学中からの一貫した支援【一部新規】(再掲・33ページ参照) 4. 2億円(1. 7億円)
- (3) 精神障害、発達障害、難病等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化【一部新規】(再掲・33ページ参照) 137億円(131億円)
- (4) 就労支援事業所等で働く障害者への支援 9. 2億円(9. 2億円)

① 工賃向上等のための取組の推進

90百万円（1.1億円）

一般就労が困難な障害者の自立した生活を支援する観点から、就労継続支援 B 型事業所などに対し、経営改善や商品開発、市場開拓等に対する支援を行うとともに、在宅障害者に対する ICT を活用した就業支援体制の構築に向けたモデル事業を実施する。

また、共同受注窓口における関係者による協議体を設置し、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進することにより、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図る。

② 障害者就業・生活支援センターによる働く障害者への生活面の支援などの推進

8.2億円（8.2億円）

就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。

また、就労継続支援事業の利用から一般就労への移行や、加齢や重度化による一般就労から就労継続支援事業の利用への移行など障害者の能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を行う。

③ 工賃等向上に向けた全国的支援体制の構築【新規】

12百万円

全国の工賃・賃金向上の実事例を収集し周知するとともに、工賃・賃金の一層の向上を目指す就労継続支援事業所を支援するモデル事業を実施する。

(5) 農福連携による障害者の就農促進

2.7億円（2億円）

農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設によるマルシェの開催等の支援を実施する。

第7 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

「支え手」側と「受け手」側が固定することなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向けた取組、生活困窮者の自立・就労支援等の強化及び生活保護制度の適正実施、自殺対策の推進などにより、自立した生活の実現と暮らしの安心を確保する。

1 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり

274億円(259億円)

(1) 地域の支え合いの再生、包括的な相談支援等の推進 35億円(27億円)

住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する。また、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制づくりを進める。

① 包括的な支援体制の構築【一部新規】 26億円(20億円)

社会福祉法改正を踏まえ、住民、行政や関係機関が協働して包括的な支援体制をつくるため、

- ・ 住民学習会の実施や活動拠点の整備など地域住民が役割を持てる地域づくりの取組
- ・ 住民に身近な地域において、分野を超えて総合的に相談できる体制づくり
- ・ 様々な相談機関のネットワーク構築

にかかる、市町村の創意工夫ある取組への支援の拡充を図る。あわせて、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を強化する。

② 各分野における相談体制の充実

妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく地域における子育てを支援する子育て世代包括支援センターの設置(保健師等の配置)、ワンストップで寄り添い型支援を行うひとり親家庭の相談窓口の設置、専門的職員を配置した障害者基幹相談支援センター等における地域の相談支援体制の強化、地域包括支援センターにおける総合相談支援業務、生活困窮者自立相談支援機関における自立相談支援等により、各分野での地域における生活を支える拠点を構築し、専門職がサポートする体制を構築する。

③ 多様な地域の支え合いの再生支援（一部再掲・25ページ参照）

9.7億円（6.8億円）

住民に身近な圏域での地域の支え合いの再生・活性化を図る観点から、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う交流会活動や孤立防止活動等の支援、介護保険制度の生活支援コーディネーターによる地域の多様な主体間の情報共有や連携体制づくり、担い手やサービスの開発、自殺対策において早期対応の中心的役割を果たす「ゲートキーパー」の養成、ボランティア休暇等の普及、地域の健康増進活動支援、インフォーマル活動の活性化や人材の発掘等により、地域における顔の見える関係づくりや地域課題の共有、孤立防止等の課題解決に向けた取組を支援する。

（2）多様な活躍・就労の機会の確保、就労支援の推進（受け手から支え手へ）【一部新規】

238億円（231億円）

「支え手」側と「受け手」側が固定されることなく、相互に支え合っていくことができる社会の実現を目指し、地域社会と密接に連携し、生活困窮者、生活保護受給者、高齢者、若年無業者、障害者、がん・難病患者等の多様な活躍・就労の機会の確保や就労支援の体制の整備を図る。

（3）民間事業者と行政が協働して行う地域福祉・健康づくり事業の実施

1.1億円（73百万円）

保健福祉分野における社会的事業の開発・普及を図るため、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）など社会的インパクト投資の枠組みを活用した事業を実施し、成果指標の設定等の環境整備、課題や有効性の検証などを行う。

**2 生活困窮者の自立・就労支援等の強化及び生活保護制度の
適正実施** **2兆9,616億円(2兆9,705億円)**

（1）生活困窮者自立支援の強化及び生活保護制度の適正な実施

2兆9,528億円（2兆9,620億円）

① 生活困窮者等に対する自立支援

432億円（400億円）

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行う生活困窮者自立支援制度を強化し、生活困窮者及び生活保護受給者の一層の自立を促進するため、平成30年通常国会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の一体的な見直しに係る関連法案を提出し、平成30年度から以下の事業を実施・拡充する。

- ※ **自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業の一体的実施の推進**
自立相談支援事業と両事業を連続的・一体的に実施した場合は、家計相談支援事業の補助率を現行の1/2から2/3に引き上げ（法改正事項）、就労準備支援事業の利用促進のインセンティブの付与を図る。また、家計相談支援事業及び就労準備支援事業の実施を全国的に推進するため、自治体が取り組みやすくなる事業実施上の工夫や都道府県による事業実施体制の支援措置を講じる。

ア 子どもの学習支援事業の推進【一部新規】 47億円（35億円）

生活困窮世帯の子どもを支援するため、高校を中退した人、中学卒業後進学していない人などを含めた「高校生世代」への就職・再就学・進学など進路選択の基礎づくりのための支援を充実するとともに、学齢期における早期支援や親への養育支援を通じた家庭全体への支援を行う観点から、小学生がいる世帯への巡回支援等を実施するなど、子どもの学習支援事業を更に推進する。

イ 就労準備支援・ひきこもり支援の充実【新規】 13億円

ひきこもりの人など複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な生活困窮者等に対し、就労準備支援事業において、訪問支援（アウトリーチ）等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、就労支援の広域実施の推進等により就労・社会参加の促進を図る。

あわせて、ひきこもり地域支援センターが行うバックアップ機能の推進を図り、ひきこもり支援の充実を図る。

ウ 生活保護受給者に対する家計相談支援の強化【新規】 2.3億円

就労による保護廃止が見込まれる世帯や大学等への進学を予定している者がいる世帯等に対し、家計の安定を図るための相談支援を強化する。

エ 居住支援の推進【新規】 2億円

シェルター等利用者に対し、利用後に向けた居住支援・見守り支援を行うとともに、社会的孤立状態にある生活困窮者に対して、一定期間、居宅訪問等による見守り・生活支援を行うなど地域で住み続けられるようにするための居住支援を推進する。

オ ホームレス支援の推進【新規】 1.1億円

路上生活が長期化・高齢化したホームレスを支援するため、医療専門職（保健師、看護師、精神保健福祉士等）による巡回相談や健康相談を実施する。

② 生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施 70百万円(86百万円)
生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成の促進等を通じて、支援の質の向上を図る。

③ 生活保護制度の適正な実施 2兆8,686億円(2兆8,803億円)

ア 生活保護に係る国庫負担 2兆8,637億円(2兆8,803億円)

生活保護受給者の一層の自立を促進するため、平成30年通常国会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の一体的な見直しに係る関連法案を提出する。

平成30年度においては、子どもの大学等への進学への支援等の自立支援を推進するとともに、後発医薬品の使用促進や頻回受診対策の強化を含む医療扶助の適正化などの生活保護制度の見直しに取り組む。

生活保護基準について、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、生活扶助基準が最低限度の生活を保障する水準として適切な水準となるよう、見直しを行う。

○ 生活保護基準の見直し

一般低所得世帯の消費実態(年齢、世帯人員、居住地域別)との均衡を図り、生活扶助基準の見直し(増減額)を行う。

※ ただし、多人数世帯や都市部の単身高齢世帯等への減額影響が大きくならないよう、個々の世帯での生活扶助費、母子加算等の合計の減額幅を、現行基準から▲5%以内にとどめる。

※ 見直しは段階的に実施(平成30年10月から3段階を想定)。

児童養育加算及び母子加算等について、子どもの健全育成に必要な費用等を検証し、必要な見直しを行った上で支給する。

・ 児童養育加算

子どもの自立助長を図る観点から、子どもの健全育成に係る費用を加算。支給対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大

現行：月1万円(3歳未満等1.5万円)／中学生まで

⇒ 見直し後：月1万円／高校生まで

・ 母子加算

子どものいる家庭の消費実態を分析し、ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる額を加算。

現行：母子(子ども1人)の場合 平均月約2.1万円

⇒ 見直し後：平均月1.7万円

※ 見直しは段階的に実施(平成30年10月から3段階を想定)。

- ・ 教育扶助・高等学校等就学費
 - クラブ活動費の実費支給化
 - 現行：年額 61,800 円（金銭給付）
 - ⇒ 見直し後：年額 8.3 万円（実費上限）※高校の場合
 - 入学準備金（制服等の購入費）の増額
 - 現行：63,200 円（実費上限）
 - ⇒ 見直し後：8.6 万円（実費上限）※高校の場合
 - 高校受験料支給回数の拡大、制服等の買い直し費用の支給

○ **大学等への進学への支援【新規】** 17 億円

生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、一時金（平成 30 年度入学者より対象。自宅生 10 万円、自宅外生 30 万円）を支給する。

また、生活保護世帯の子どもが自宅から大学等に通学する場合に、出身世帯の住宅扶助費の減額をしないこととする。

○ **就労自立給付金の見直し**

就労自立給付金について、より効果的・効率的なインセンティブとなるよう、就職後すぐに保護脱却となり就労収入の積立期間がない者も新たに給付対象とするなど、給付内容の見直しを行う。

イ **医療扶助の適正実施の強化【新規】** 49 億円

後発医薬品を原則化するとともに、レセプトを活用した医療扶助の適正化の強化に取り組む地方自治体を支援する。また、福祉事務所の指導員による同行受診の導入に向けたモデル事業の実施や頻回受診指導を行う医師の委嘱を促進すること等の取組を行い、医療扶助の適正化を更に推進する。

(2) ハローワーク等における生活困窮者の就労支援（再掲・35 ページ参照）

88 億円（85 億円）

3 自殺総合対策の更なる推進

31 億円(30 億円)

(1) **地域自殺対策強化交付金** 26 億円（25 億円）

自殺対策基本法及び平成 29 年 7 月に策定した自殺総合対策大綱に基づき、地域自殺対策強化交付金による地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。

また、子ども・若者自殺対策について、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア対策の充実を図るため、ICT を活用した相談窓口への誘導、SNS による相談、若者の居場所づくり支援を行う。

(2) 地域自殺対策推進センターへの支援等

4. 8億円(4. 8億円)

地域自殺対策推進センターが管内市町村の自殺対策計画の策定等を支援等できるよう運営費を確保するとともに、自殺総合対策推進センターにおける調査研究等の推進を図る。

4 福祉・介護人材確保対策等の推進

371億円(342億円)

(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進(社会保障の充実)(再掲・54ページ参照)

60億円(60億円)

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の創設や介護福祉士養成施設における人材確保の取組に対する支援など、介護人材の参入促進、労働環境・処遇の改善、資質の向上を図るための多様な取組を支援する。

(2) 介護職のイメージ刷新等による介護人材確保対策の強化【新規】

3. 7億円

介護職の魅力・社会的評価の向上を図り、介護分野への参入を促進するため、介護を知るための体験型イベントの開催など、多様な人材の確保・育成に向けた取組を推進する。

また、在留資格「介護」の創設に伴い、介護福祉士を目指す留学生等の日常生活面での相談等の支援体制の環境整備を図る。

(参考)【平成29年度補正予算案】

○ 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生に対する修学資金等の貸付け

1.4億円

在留資格「介護」の創設に伴い、介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境の整備を早期に図りつつ、国内での介護人材の確保を加速化するため、介護福祉士修学資金等の充実を図る。

(3) 小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進【新規】

6. 3億円

地域共生社会の実現に向け、小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する。

(4) ハローワークにおける人材確保支援の充実（再掲・27、28ページ参照）

26億円（16億円）

介護分野における人材確保のため、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を拡充し、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図る。

(5) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

269億円（261億円）

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の適切な処遇の確保を図る。

なお、保育所等に対する公費助成は一旦継続し、公費助成の在り方について更に検討を加え、2020年度までに改めて結論を得る。

5 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護など

237億円(261億円)

(1) 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

96億円（113億円）

戦傷病者及び戦没者遺族等の援護のため、援護年金等について必要な経費を措置する。

(2) 遺骨収集事業等の推進

24億円（24億円）

「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」・閣議決定された「基本計画」を踏まえ、これまでの資料調査で得られた情報をもとに、現地調査及び遺骨収集の派遣数の増加（12派遣増）等に取り組み、遺骨収集事業の一層の推進を図るとともに、DNA鑑定機関の増強、人種鑑定の専門家派遣等、鑑定体制の強化等を通じ、遺族への遺骨の返還を更に進める。

(3) 中国残留邦人等の援護など

104億円（107億円）

中国残留邦人等への援護を着実に実施するほか、抑留者関係資料の取得及び特定作業を引き続き促進する。

第8 安心できる年金制度の確立

公的年金制度は国民の老後の安定した生活を支えるセーフティネットであり、持続可能で安心できる年金制度を確実に運営する。また、中小企業に対して企業年金等の普及・充実を図る。

1 持続可能で安心できる年金制度の運営

11兆6,198億円(11兆4,189億円)

基礎年金の国庫負担 2 分の 1 を維持し、長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとする。

2 日本年金機構による公的年金業務の着実な実施

2,957億円(2,732億円)

日本年金機構において、年金制度の安定的な運営と負担の公平を確保するため、厚生年金保険の適用調査対象事業所の適用促進対策や国民年金の保険料収納対策を推進するとともに、引き続き、年金記録の管理、適用、徴収、給付、相談等の各業務を正確、確実かつ迅速に行う。また、今後予定されているマイナンバーによる自治体等との情報連携に向けて、引き続き日本年金機構における情報セキュリティ対策に万全を期していくとともに、組織、人事及び業務面等の改革に取り組む。

国民年金の保険料収納対策においては、特に、一定所得のある者への強制徴収の徹底を図るため、控除後所得 300 万円以上かつ未納月数 7 月以上の全ての滞納者に督促を実施する。

3 正確な年金記録の管理と年金記録の訂正手続の着実な実施 (一部再掲・2参照)

24億円(23億円)

パソコンやスマートフォンでいつでも年金記録の確認等ができる「ねんきんネット」の利用登録をより容易にする等により、その普及を強力に推進する。

また、未統合記録については、解明に向けた取組を引き続き実施するとともに、年金記録の訂正手続を着実に実施する。

4 中小企業に対する企業年金等の普及・充実【新規】

9百万円

簡易型確定拠出年金や iDeCo（個人型確定拠出年金）への中小事業主掛金納付制度の創設等に伴い、中小企業に向けた普及充実の取組みを推進するため、中小企業団体等と連携して、事業主及び関係団体を対象とした積極的な普及活動を実施する。

第9 施策横断的な課題への対応

1 国際問題への対応

168億円(161億円)

(1) 国際機関を通じた国際協力の推進

21億円(17億円)

① 世界保健機関(WHO)などを通じた国際協力の推進 15億円(12億円)

国際保健分野における諸課題への取組を強化することを目的に、G7伊勢志摩サミットやG7神戸保健大臣会合等での成果も踏まえ、WHOなど国際機関への拠出を通じて、アジア・アフリカ地域での薬剤耐性(AMR)を含む感染症対策、公衆衛生危機に対する体制整備や国際保健規則(IHR)等の緊急対応強化、また、日本の知見に期待が寄せられる高齢化・認知症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(※)の達成に向けた保健システムの強化に関する支援など、国際協力事業を推進する。

※ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ：全ての人々が基礎的な保健医療サービスを、経済的困難を伴わない形で受けられる状態を指す概念

(参考)【平成29年度補正予算案】

○ 世界保健機関(WHO)を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進

50億円

全ての人々が基礎的な保健医療サービスを、経済的困難を伴わない形で受けられるUHCの達成支援のため、WHOへ拠出を行う。

② 国際労働機関(ILO)を通じた国際協力の推進【一部新規】

5.8億円(4.8億円)

労働分野における専門性を有するILOへの拠出金を通じて、労働者の安全衛生等確保支援、日系企業が直面する労務問題の改善支援、労働関係法令の整備支援、グローバル・サプライチェーンの拡大に対応した社会的保護の確保支援、また、技術革新やデジタル化の進展による労働環境の変化に対応した人材育成支援など、社会セーフティネットの構築のための国際協力事業を実施することで、日系企業の進出が著しいアジア・太平洋地域でのディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)実現のための協力を促進する。

(2) **国際的な感染症流行に備えたワクチン開発事業の推進** 28億円(28億円)
世界的に重大な影響を与えうる、平時において需要が少ないエボラ出血熱等の感染症へのワクチン開発に対して、引き続き、感染症流行対策イノベーション連合(CEPI)への拠出を通じ、国際保健分野での貢献を行う。

(3) **国際的な感染症流行に関する医薬品研究開発の推進【新規】** 4億円
日本の優れた医薬品研究開発力を活かすため、官民連携のグローバルヘルス技術振興基金(GHIT)への拠出を通じて、顧みられない熱帯病等の開発途上国向けの医薬品等の研究開発と供給支援を促進する。

(参考)【平成29年度補正予算案】

○ **国際的な感染症対策に関する医薬品研究開発の推進** 18億円
日本の優れた医薬品研究開発力を活かすため、官民連携のグローバルヘルス技術振興基金(GHIT)への拠出を通じて、顧みられない熱帯病等の開発途上国向けの医薬品等の研究開発と供給支援を促進する。

(4) **国際保健政策人材養成の推進** 70百万円(1億円)
我が国の国際保健政策人材を戦略的に養成するため、「グローバルヘルス人材戦略センター」を司令塔に、その人材の国際的組織への送り出しや、国内組織での受入れ等を引き続き支援する。

(5) **国際労働機関(ILO)設立100周年事業の実施【新規】** 20百万円
ILOが2019年に設立100周年を迎えるにあたり、100周年イニシアチブの1つとして推進する「仕事の未来」や、ILOの活動の主目標であるディーセント・ワークの実現に向けて、その周知啓発と機運を高めるため、我が国においても、ILOが掲げる「仕事の未来」をテーマとする国際シンポジウムを開催する。

(6) **経済連携協定などの円滑な実施** 5億円(5.2億円)
経済連携協定(EPA)などに基づきインドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人看護師・介護福祉士候補者について、その円滑かつ適正な受入れ及び受入れの拡大のため、看護・介護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導や学習環境の整備、候補者への日本語や専門知識の習得に向けた支援等を行う。

(7) 薬事規制の主導的な国際調和の推進

2. 8億円(2.2億円)

- ① 革新的医療機器・再生医療等製品等に関する日本発の有効性・安全性の評価方法の確立及び国際標準獲得推進(再掲・40ページ参照) **1.4億円(1億円)**
- ② アジア等での薬事規制調和の促進 **1.3億円(1.2億円)**
PMDAに設置されている「アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター」において、薬事規制に関する各種セミナーの開催を引き続き実施するなど、アジア諸国等の薬事規制の整備に協力し、我が国の制度の普及を図る。

2 データヘルス改革の推進【一部新規】

85億円(17億円)

保健医療ビッグデータの利活用の推進のため、健康、医療、介護のビッグデータを連結した「保健医療データプラットフォーム」の構築に向け、データ分析環境の整備等を行うとともに、「全国保健医療情報ネットワーク」の整備に向けた実証等を行う。

3 社会保障に係る国民の理解の推進、国民の利便性向上等の取組等

5.8億円(6.3億円)

(1) 情報セキュリティ対策

5.7億円(6.2億円)

日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案を踏まえ、標的型攻撃に対する多層防御の取組や情報セキュリティ監査体制の強化など、厚生労働分野の情報セキュリティ対策の強化を図る。

(2) 社会保障教育の推進

6百万円(6百万円)

社会保障教育への理解促進を目的に、引き続き、高校教員向けの研修会を実施するとともに、新たな普及の機会の確保を目指す。また、現行の各種教材に対する教職員等の意見を踏まえ、より現場で使いやすい教育ツールの開発を行う。